

2019年度アジア訪問代表団報告

タイ・カンボジア訪問代表団

2020年8月

2019年度アジア戦略プロジェクト



一般社団法人 日本知的財産協会

－ 目 次 －

I. はじめに	1
II. タイ・カンボジア訪問代表団	3
1. 訪問代表団の構成	3
2. 日程及び訪問先	4
3. 訪問先での会談等の内容	7
3.1 タイ	7
3.1.1 知的財産局(DIP)	7
3.1.2 特別捜査局(DSI)	12
3.1.3 情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)	16
3.1.4 LAZADA	20
3.1.5 専門事案控訴裁判所	24
3.2 カンボジア	28
3.2.1 商業省(MOC)	28
3.2.2 模倣品対策委員会(CCCC)	31
3.2.3 工業・手工芸省(MIH)	35
3.2.4 ジェトロ プノンペン	39
III. おわりに	41
資料編	42

I. はじめに

アセアンに対する日本企業の注目度は2000年代には既に高く、BRICsに続いて市場が拡大する地域として意識されていた会員企業も多かったと思います。しかし、中国市場の高成長が長く維持されたこともあり、相対的にアセアン市場の高まりがゆっくりとしたものを感じられていましたが、中国市場の伸びが若干鈍化する中、アセアンの名目GDPは、ここ10年で2倍以上の約3兆米ドル(2018年)となり、実質GDP成長率も5%程度を維持し続け、併せて、これまでボリュームゾーン中心であった市場からミドルゾーンやプレミアムゾーンの市場も生まれ始めたこともあり、アセアンの注目度・重要性がこの数年、明らかに高まっています。

また、中国は世界の工場と呼ばれていましたが、経済の発展を背景とした人件費の高騰もあって、製造拠点を中国からアセアンにシフトする動きがあったり、チャイナプラスワンのプラスワンをアセアンに見い出す動きも出ています。

そのような中、アセアンの知財の状況(2018年)は、商標はインドネシアが約75,000件(前年比+10%)で最も多く、タイでは25%もの伸び(約54,000件)を示しており、意匠は前年比で減少している国もあるものの、その他は2%~12%の伸びを示し、特許は国によって3%~27%伸びている状況であり、アセアンビジネスの拡大や上述した市場の変化に合わせて、知財権確保を重要視して出願を増強する企業が増えていくと予想されます。

しかし、アセアン各国の知財関連の法律には、国際的にハーモナイズしていない部分もあり、また審査官不足による審査の遅延や、eコマースなどのビジネス形態が増える中で模倣品対策が十分でないなど、知財面での課題が多いという実態もあります。

このような状況を踏まえアジア戦略プロジェクトでは、各年度の活動として代表団を組織し、各国の知的財産所轄官庁、模倣品取締機関である税関や経済警察、知的財産侵害に対する民事訴訟の場である裁判所などを訪問し、現地調査及び法律や運用の改善要望などを行っています。

アセアン諸国でこれまで代表団を派遣していないのは、カンボジアとブルネイの2か国でしたが、2019年度は、そのうちのカンボジアと、会員アンケートで最も関心の高かったタイを訪問しました。カンボジアは、海外からの投資も増え、流通する貨物量がこの10年弱で5倍以上に増大する中、不動産やインフラを中心に積極的に投資を増やしている中国の影響が高まっています。そのような状況下でカンボジアは模倣品の消費国かつ流通国になりつつあり、これを放置するとアセアン全体に模倣品を広める一大拠点になるおそれがあるため、今回の代表団では現地に設立された模倣品対策を行う横串的な政府組織や特許庁などを訪問し、模倣品対策及び将来の知的財産制度の発展・定着に向けての連携を始めると共に、現地でしか把握しづらい生の投資環境等を目の当たりにしてきました。

また、タイへは、これまで何度となく代表団を派遣していますが、特許法、意匠法の改正が予定されている今のタイミングに審査促進と、部分意匠など、会員企業が期待している制度の導入を求めると共に、昨今、模倣品流通の中心となっているeコマースの現状とその取り締まりについて要望して参りました。

今回の代表団の活動が、会員企業のアセアン各国での企業活動をサポートし、ひいてはアセアン各国の経済発展や人々の生活レベルの向上にまで資すればと期待しています。

2020年8月吉日

JIPA常務理事/アジア戦略プロジェクトリーダー

松本 宗久

Ⅱ．タイ・カンボジア訪問代表団（2019年10月時点）

1．訪問代表団の構成

団 長	松本 宗久	常務理事、アジア戦略PJ担当 ダイキン工業（株） 法務・コンプライアンス・知財センター
副団長	宇野 元博	アジア戦略PJメンバー （株）GSユアサ 知的財産部
団 員	大久保 淳	アジア戦略PJメンバー ヨネックス（株） 知的財産課
	石井 武	アジア戦略PJメンバー 本田技研工業（株） 知的財産・標準化統括部
	木挽 謙一	アジア戦略PJメンバー 三菱電機（株） 本社知的財産センター
	満木 雄多	アジア戦略PJメンバー （株）荏原製作所 知財技術・契約部

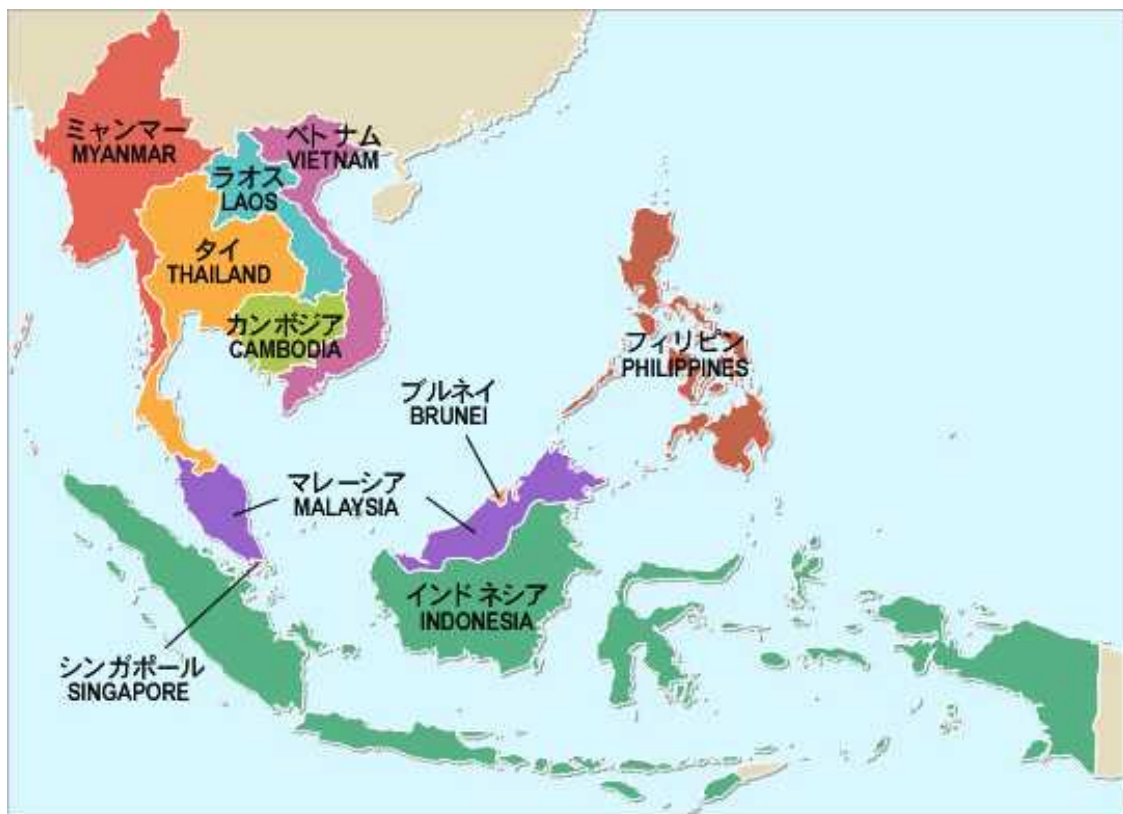
2. 日程及び訪問先

タイ

- 10月21日(月) (午前)知的財産局(DIP)
(午後)特別捜査局(DSI)
情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)
- 10月22日(火) (午前)LAZADA
(午後)専門事案控訴裁判所

カンボジア

- 10月24日(木) (午前)商業省(MOC)
(午後)模倣品対策委員会(CCCC)
工業・手工芸省(MIT)
- 10月25日(木) (午前)JETROプノンペン



タイ(外務省ホームページより転載)

首都:バンコク

面積:51万4,000平方キロメートル(日本の約1.4倍)、人口:6,891万人(2017年)

民族:大多数がタイ族。その他 華人、マレー族等

言語:タイ語、宗教:仏教 94%、イスラム教 5%

政体:立憲君主制

議会:下院500議席(民選)上院250議席(官選)

(なお、憲法の経過規定により、上院は当初5年間のみ250議席。それ以降は200議席。)

GDP:4,872億ドル(名目、2018年、IMF)

経済成長率:4.1%(2018年、NESDC)

失業率:1.1%(2018年、BOT)

主要貿易品目:

(1)輸出 自動車・同部品、コンピュータ・同部品、機械器具、農作物、食料加工品

(2)輸入 機械器具、原油、電子部品

主要貿易相手国・地域(2018年、BOT)

(1)輸出 1.中国(12.0%) 2.米国(11.1%) 3.日本(9.9%)

(2)輸入 1.中国(20.1%) 2.日本(14.2%) 3.米国(6.0%)

通貨:バーツ(Baht)

為替レート:1ドル=約32.3バーツ(2018年平均)

在留邦人数:72,754人(2017年10月)

カンボジア(外務省ホームページより転載)

首都:プノンペン

面積:18.1万平方キロメートル(日本の約2分の1弱)

人口:16.3百万人(2018年IMF推定値)

民族:人口の90%がカンボジア人(クメール人)とされている。

言語:カンボジア語

宗教:仏教(一部少数民族はイスラム教)

政体:立憲君主制

国会:二院制

上院(全62議席、任期6年、サイ・チュム議長(人民党副党首))

国民議会(下院)(全125議席、任期5年、ヘン・サムリン議長(人民党名誉党首))

名目GDP:約241億米ドル(2018年、IMF推定値)

物価上昇率:3.3%(2018年予測値、IMF資料)

失業率:不明

主要貿易相手国(2017年、カンボジア商業省統計):

(1)輸出 米国(21%)、英国(9%)、ドイツ(9%)、日本(8%)、中国(7%)

((注)マカオ、台湾、香港を除く本土のみ)

(2) 輸入 中国(37%)、タイ(16%)、ベトナム(12%)、シンガポール(4%)、
日本(4%)

通貨：リエル(1米ドル=4,081リエル、2019年7月末時点。

カンボジア中央銀行資料)

在留邦人数：約3,500人(2017年10月時点、在カンボジア日本大使館在留邦人数
調査)

3. 訪問先での会談等の内容

3.1 タイ

3.1.1 知的財産局(DIP)

(1) 日時、場所、面談者

日 時: 2019年10月21日(月) 9:00-10:45

場 所: DIP会議室

面 談 者:

Nusara Kanjanakul	Deputy General
Chakra Yodmani	Director Intellectual Property Promotion and Development Office
Saifon Panghom	Director of Patent Design Office
Puttipat Jiratchumna	Legal Officer, Professional Level
Siripat watcharapai	Intellectual Property Promotion and Development Office
Ratchawan Jindawat	Intellectual Property Promotion and Development Office
Thanatchaporn Bonthai	Intellectual Property Promotion and Development Office
Vanida Chumvichit	Intellectual Property Promotion and Development Office
AoraAorn Sarachit	Patent Design Office
Varun Putchakarn	Patent Office
Sukhontip Sakhonpadung	Trademark Office
Khacha Tiengtrakrun	Trademark Office

(2) 会合での内容

まず、副局長から歓迎の挨拶、関係者の自己紹介があり、DIPとJIPAとの意見交換が行われた。

1) 特許法改正の進捗状況について

特許法の改正について、進捗状況の確認を行った。

そうしたところ、「特許法の制定時期は未定だが、法制委員会で検討している段階である」との回答があった。

2) 意匠の改正について

意匠に関する改正の進捗状況と施行見込みの時期について確認を行った。

そうしたところ、「現在、DIP内で検討中(パブコメの募集終了・とりまとめ中)であり、施行見込みの時期については予想できない」、との回答があった。

また、『「DIP→商務省→閣議決定→法制委員会に法案提出 & 承認→国会→国王による承認→法改正確定」というプロセスで法改正がなされるため、改正法が施行されるまで時間を要する』との回答があった。

3) 部分意匠制度について

① 権利範囲の特定方法について

実線/破線だけでなく、着色等の方法も権利範囲の特定方法として認めてほしいという旨の要望を行った。

そうしたところ、「改正法の制定後、ガイドラインに追加するかを検討予定である」との回答があった。

② 参考図の提出について

断面図、使用状態図やその他参考図の提出を認めてほしいという旨の要望を行った。

そうしたところ、「現行の意匠法では、審査の参考のために提出可能である。しかし、クレームや明細書内に権利範囲を記載しなければならないため、保護したい権利範囲は、クレームや明細書に明記してほしい」との回答があった。

また、「改正意匠法でも、現行の意匠法通り、断面図、使用状態図やその他参考図はあくまで審査の参考にし、クレームの内容を審査で重視する」との回答があった。

4) 新規性喪失の例外適用について

新規性喪失の例外として、自己の公知行為が認められているのかについての確認を行った。

そうしたところ、「特許法第57条の2で、出願人の公知行為も新規性喪失の例外として認められている」との回答があった。

5) 意匠の審査期間について

① 審査期間短縮について

現状、意匠の審査期間4年以上かかっており、意匠認可時にデザインが陳腐化している状況がありうるため、審査期間を短縮するよう要望を行った。

そうしたところ、「現在、新人の審査官教育に注力し、また、今後はデータベースを改善しようと考えている。データベースの改善については、雑誌や海外のデータベースを、DIPの意匠部のデータベースに取り込むことで、雑誌や海外のデータベースを使って審査可能にすることを計画中である」との回答があった。

また、「現在、出願から権利化まで12か月を目標とし、法改正後にその12か月を実現できるようしていきたい」という回答があった。

② JPOの審査結果を有効活用してDIPの審査に役立てるなどの新たな取組について

JPOの審査結果を有効活用してDIPの審査に役立てる仕組みを構築することなどの新たな取組を検討するよう提案を行った。

そうしたところ、「今後、関係者と前向きに検討していきたい」との回答があった。

6) 意匠の権利期間について

意匠の権利期間を出願日から20年に延ばすよう要望を行った。

そうしたところ、「今のところ、権利期間を出願日から15年の方向で法改正することを考えており、20年にすることは考えていない。また、タイのデザイナーは15年周期でデザインを変更しているため、出願日から15年というほうがタイとして適合していると考えている。今回の法改正で、出願日から20年ということは考えていないが、次に議論する機会があれば、その時に検討したい」との回答があった。

7) 意匠の公開遅延制度の明文化について

現状、意匠の公開遅延は30か月を上限として可能であるが、法律に明文化されていないため、明文化するよう要望を行った。

そうしたところ、「現状の改正法案では、30か月という明文化をしていないが、ガイドラインで上限30か月を明文化する方向で検討中である。」という回答があった。

8) 多意匠一出願制度の導入について

優先権証明取得の利便性向上や出願手数料負担の低減させるために、多意匠一出願制度を導入するよう要望を行った。

そうしたところ、「今回の改正案では記載しておらず、また、一出願の出願手数料はそれほど高額でないため、多意匠一出願制度を導入しない方向で考えている。今回の法改正は、出願の簡素化と貿易促進を目的としている」との回答があった。

9) 商標の指定商品役務の包括的記載について

商標の指定商品役務の包括的記載を認めるよう要望を行った。

そうしたところ、「商標法第9条で明確にしていなければならないと規定されている。次回の法改正で検討したい」との回答があった。

10) 3文字商標について

日本などの他国では3文字商標でも識別性を認められているケースが多いものの、タイでは識別性なしとして保護対象とならないことが多いため、3文字商標を認めてもらえるよう要望を行った。

そうしたところ、「現状、装飾された文字のみの対象であるが、出願時に使用証明書を添付すれば、商標権として認可するかの検討が可能である。ただし、OA時の使用証明書の提出は認めておらず、出願時に使用証明書を添付している必要がある。出願時に提出していない場合、拒絶査定が発行され、その後の審判手続きでの提出が必要となる」との回答があった。

また、「出願時に添付した使用証明書が不十分だった場合、DIPが追加提出の要求する時のみ、使用証明書の追加提出が可能である。使用証明書については、タイ国内において使用しているかを判断し、著名性はあくまで参考とする」との回答があった。

11) 商標ライセンス契約の登録について

現状、タイでは、ライセンス契約は登録が効力発生要件という旨が商標法第68条で規定されており、ライセンス契約が登録されていないことによりライセンス契約が無効とされた判例がある。日本などの他国では、ライセンス契約は当事者の合意に委ねられており、国際調和の観点から商標法第68条を改正するよう要望を行った。

そうしたところ、「前回の商標法改正の検討の際、68条の廃止をDIPとして含めていたが、第三者への影響という理由で、法制委員会でも却下された。しかし、各国やタイの各機関から68条の条文は不便だというコメントが多数寄せられているため、次の法改正時にそれらのコメントを踏まえて再検討を行う方針である」との回答があった。

また、「2020年に商標登録の簡素化ができるよう、法改正を検討している」との回答があった。

12) 商標不使用審判の不使用証明について

現状、商標取消審判の不使用証明が請求人となっており、請求人が不使用の証明をすることは現実的に難しいため、被請求人が商標取消審判の使用証拠を提出するよう要望を行った。

そうしたところ、「商標委員会※が不使用取消についての権限を持っており、DIPで法改正することは不可能である」との回答があった。

※商標委員会：議長を知的所有権局長官として、司法審議会の事務局長又はその代理人、司法長官又はその代理人及び内閣によって任命された8人以上12人以下の知的所有権又は商標に関する経験を有する法律又は商業分野の有識者により構成される委員会。（タイ商標法 第95条記載）

13) 意匠検索の利便性向上について

現状、意匠検索の入力は英語で可能だが、検索結果がタイ語でしか表示されず、また、西暦での検索が不可能なため、意匠検索の検索結果を英語で表示可能にすること、及び西暦で意匠検索が可能になるよう要望した。

そうしたところ、「意匠検索の検索ツールの改善に取り組む方向で検討したい」との回答があった。

(3) 所感

国際協力、特許、意匠、商標の各専門部署からも会合に出席され、また、JIPAが事前に送付した資料をじっくり読み込まれ、一部噛み合わなかったところがあったものの、当日の議論で各専門部署からの的確な回答が得られたように感じた。今回の意匠改正で、意匠の権利期間を20年にすることの要望に関して、20年にする予定はないとの回答であったものの、DIP側の考えを得ることができた点は収穫であったと考える。現時点で商標の法改正の予定はないとのことであったが、JIPAが要望したことについて、法改正の機会が来たら検討するとの回答が得られ、商標の法改正時に今回の要望事項が十分に盛り込まれるよう、引き続き、JETROバンコクなどの機関と連携していく必要があると感じた。（満木）



3.1.2 特別捜査局(DSI)

(1)日時、場所、面談者

日 時:2019年10月21日(月) 13:00-14:00

場 所:DSI内会議室

面 談 者:

パヤオ(Phayao)	知財部長
トーンチャイ(Tongchai)	知財副部長
ニルト(Nirut)	副部長
コムサン(Komsan)	知財一課長
タナワット(Thanawat)	知財二課長
サタポーン(Sataporn)	知財三課長
アンノップ(Annop)	総務課長

(2)会合での内容

お互いの自己紹介後、JIPAの組織についての説明を行い、DSIにJIPAは世界最大の知財に関する民間団体と認識してもらった。これに対して、DSIからは、協力できることがあれば喜んで協力するとの回答があった。その後、事前を送付しておいた要望について議論をした。

1)摘発実績について

摘発実績について要望したところ、以下の実績を頂いた。

年	2017	2018	2019
摘発件数	商標19、著作権1	商標28、著作権1	商標6
押収金額	83,546,915バーツ	21,361,030バーツ	25,000,000バーツ
摘発の多い商品	シューズ、ハンドバッグ、眼鏡、化粧品、時計、オイルフィルター	美容機器、小フィルフィルター、ハンドバッグ、眼鏡、カーアクセサリー、自動車部品	化粧品、美容機器

特許については、2007年、2009年、2010年に1件ずつある。最近では、2017年と2018年に1件ずつ受理しているが、摘発には至っていないとのことであった。

2)ECD(経済警察)との連携について

①DSIは、50万バーツ以上の模倣品被害のある知的財産侵害の刑事犯罪を扱い、50万バーツ以下の案件はECDが扱うと認識しているが、模倣品被害額の判断方法について開示を求めた。

これに対して、DSIからは、2019年2月にDSIの管轄する金額が1,000万バーツ以上に変更になった。被害額については捜査の段階で判断している。摘発の前に倉庫を捜査して数量や販売価格を把握し、被害額が1,000万バーツであるという

証拠が必要。DSIの局長にこの証拠を提出し摘発を申し立てる。倉庫や生産工場が主なターゲットになるとの回答であった。

- ②DSIが摘発を実施した後で模倣品被害額が少なかった場合はECDに管轄を移したり、あるいは、ECDが摘発を実施した後で模倣品被害額が多かった場合はDSIに管轄を移したりするのか開示を求めた。

これに対して、DSIからは、「DSIが一旦受任したら、被害額が1,000万パーツに満たなくてもECDには移送しないで、DSIで処理する。理由は、処理が煩雑になるから。逆に、ECDは1,000万パーツを超えたら、DSIに移管しなくてはならない」との回答であった。

また、「被害額の計算方法は、法律では市場価格となっている。DSIでは、正規品の価格で算出することが多い。また、権利者との情報共有により、被害額を計算している」との回答であった。

3) 意匠権や特許権の侵害判断について

意匠権や特許権の侵害判断方法について開示を求めた。

これに対して、DSIからは、「DIPに意見をもらっている。大学の専門家の意見を聞くこともある。最終的には、DSIが判断する」との回答であった。

4) インターネット上の模倣品対策について

- ①タイでは、インターネットショッピングサイトでの取引が多くあり、ショッピングサイトでの知財侵害案件も多くなっているが、DSIにおけるインターネットショッピングサイトへの模倣品監視や模倣品対策の指導の有無について開示を求めた。

これに対して、DSIからは、「被害者から申立てがあった場合は、LAZADAと交流して情報交換している。SHOPPEEとはまだしていない。DSIには、香港やシンガポールのようにインターネットショッピングサイトを専門に扱う組織は無く、時間があるときにモニタリングする。香港やシンガポールは、消費者が模倣品の疑いがある物を買おうとすると警告が出るシステムになっている」との回答であった。

- ②インターネットショッピングサイトで怪しい事業者がいた場合、権利者がショッピングサイト事業者はその事業者の情報を得たくても教えてもらえないことが多い。よって、権利者が要請によりDSIがECサイト事業者から情報を得て工場の調査等を行えないか要望した。

これに対して、DSIからは、「YSSというバイクの部品メーカーがLAZADAで模倣品が売られているということで、DSIに申立てた。この申立てに対して、DSIは、ショッピングサイトからの情報が必要と判断し、LAZADAと情報提供の協力の取り決めをしたとの回答であった。また、DSIはインターネットショッピングサイトからサンプル購入したり、購入することにより模倣販売業者と接触し、倉庫の所在を突き止めることもある」との回答であった。

5) COPTICS (Center of Operational Policing for Thailand Against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression) との連携について開

示を求めた。

これに対して、DSIからは、「連携はしていない。DSIは、ウェブサイトのテイクダウンに関しては、デジタル経済社会省と連絡を取っている。この省には、テクノロジー事件部というのがあり、テイクダウンの担当になっている。しかし、DSIには、テイクダウンの依頼は今までない」との回答であった。

6) キャンペーン活動について

模倣品の取締りキャンペーンの実施について要望した。また、取締り強化期間など活動に強弱を付けて行っているのかどうか、また、こういったキャンペーンを今後行う予定があるかの開示も求めた。

これに対して、DSIは、「2年間キャンペーンはしていない。2年前に大学、地方自治体向けに教育活動をした。今は、DIPやECDのイベントに参加するようにしている。また、DSIは摘発や捜査が業務になっていて、教育はDIPが行う。毎年9月に行われる廃棄セレモニーにも参加している。廃棄セレモニーで廃棄される物の半分以上がDSIの押収物になっている」との回答であった。

7) 刑罰について

刑罰は、被疑者が罪を認めたら罰則が軽くなるが、DSIの案件でも被疑者が罪を認めると軽くなるのかの開示を求めた。

これに対して、DSIからは、「DSIの案件でも罰則が軽くなる。被疑者が認めたら、証人尋問をしなくてよい。当日に判決が出る。懲役はなく、罰金のみで、執行猶予になる。再犯も多い。しかし、DSIとしても、この状況が問題であることは認識している」との回答であった。

(3) 所感

DSIのほうがECDより捜査能力が高く、捜査範囲も広いと思うが、DSIの受理基準が被害額1,000万パーツ以上となったので、申立てのハードルが非常に高くなった。

さらに、今後、ショッピングサイトでの模倣品販売がますます増え、模倣品販売の小規模化が考えられ、DSIが管轄する案件は減少すると考える。今回の訪問では、DSIには非常に歓待して頂き、関係構築も出来たが、今後はDSIに加えてECDとの交流も重視すべきと考える。(大久保)



3.1.3 情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)

(1)日時、場所、面談者

日 時:2019年10月21日(月) 15:30-17:00

場 所:タイ 連 邦 警 察 (Royal Thai Police Headquarters) 会 議 室

面 談 者:

TACTICS (Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression)

リチャード大佐

シューサック警察大佐

ヴィア中佐

その他

(2)会合での内容

まず、TACTICSから歓迎の挨拶、関係者の自己紹介があり、その後TACTICSの組織紹介と役割についての説明が行われ、韓国映画が違法に公開されていたサイトをTACTICSがテイクダウンした実績の紹介があった。JIPAとの質疑応答を経て明らかになったことを以下まとめる。

1)TACTICSについて

TACTICSはインターネット関連犯罪を取り締まるために発足し、国家警察庁の特別な部門として、国家警察庁の様々な部門から捜査官が集まって組織されている。Directorが任命されておらず、「長」がいない中で活動している。

2)TACTICSの担当領域

TACTICSは主に以下3つのインターネット関連犯罪を扱う。

- ・コールセンター問題

振り込め詐欺に対する対策

- ・ロマンススキャンム問題

ロマンス詐欺(なりすまし結婚詐欺)に対する対策

- ・その他

主にインターネット上の知的財産権侵害事件に対する対策

3)タイのインターネット上の知的財産権侵害事件の状況説明とTACTICSの役割

インターネット上の知的財産権侵害事件は、国境を越えて行われる悪質な犯罪ということで国家警察庁としても取締りを強化する分野となる。犯罪者は一つの犯罪だけでなく様々な形態の犯罪を行うことがよくあり、マネーロンダリング、汚職、詐欺事件、テロにも関わってくる。また、デジタル社会が進む中、店舗を設けて模倣品を販売する従来形態から、店舗を設けず、インターネット上で販売する形態が多くなっており、多くのタイ人が、インターネットにアクセスしてインターネットショッピングを行っている。

そのような中、インターネット上の知的財産権侵害事件を扱っている組織には、

NBTC(国家放送電信委員会)、MDES(Ministry of Digital Economy and Society)、DIPがある。

NBTCはISPの監督権限をもっており、自らテイクダウンできる権限を有するものの、実際は裁判所の命令に基づいてテイクダウンを実行する。また、NBTCは違法なコンテンツを有するISPに対しその部分の削除を命令する事ができる。

MDESは、デジタル犯罪を扱い、MDESは、サイトブロッキングやテイクダウンの際は、デジタル経済社会省の大臣の承認を得て裁判所の令状をとったうえでISPに対して令状に基づく執行を行う。

DIPは、特許権、商標権、著作権の法令を担当しているが、DIPが関係する事件は刑事裁判ではなくCIPITC(中央知的財産・国際貿易裁判所)となる。権利者はCIPITCに提訴することになり、裁判所の令状に基づいてISPがサイトをブロックしたり削除したりすることになる。

このように権利者にとってはインターネット上の知的財産権侵害事件にはいくつかのルートオプションがあるため、権利者もどこに相談してよいか迷ってしまう場合がある。そのため、TACTICSが窓口となって適切な組織に移管する。

TACTICSは、侵害者のIPアドレス調査などを行うが、捜査権限はなくECD(経済警察)等の捜査権限のある機関につなげていく。市民に近い立場で受付をし、調査してから権限ある組織に移譲していくのがTACTICSの役割となる。

4) TACTICSの組織構成について

TACTICSは大きく2つの部門がある。1つ目は通報受付部門で、2つ目はコーポレーション担当部門となる。通報受付部門は、30名在籍しており受付や管理を担当している。コーポレーション担当部門は、調査などテクニカルな事を行う実務部隊で、侵害者のIPアドレス調査などで100名くらいが在籍している。ただ、常任ではなく、国家警察庁の各部門に配属されている捜査員がスペシャルタスクフォースとしてTACTICSに派遣されてきて業務を行っている。

5) TACTICSの調査能力について

TACTICSが侵害者のIPアドレスを調べて、裁判所での法手続きに移る際はECDに委譲する。TACTICSはISPとの連携を行っており、銀行とのつながりのあるISPから情報を得ることで、被疑者の電話番号や資金の流れを把握できるため、ECDであれば3か月かかるところTACTICSでは1か月未満で済む。

6) ECサイトへの教育について

TACTICSでは、知的財産権保護に関するECサイトへの教育は行っていない。教育する役割はDIPとなる。また、商務省の中にDBD(Department of Business Development)という部門があり、そこではインターネットビジネスを実施するための登録制度を作っているようで、DBDでも教育を受け持っている。

7) ECサイトの監視について

TACTICSは申立てに基づいて動くのであって、ECサイトの監視やパトロールは行っていない。ただ、TACTICSでは啓発活動は大切な模倣品対策活動の一つであり、今後もジェットロやJIPAと情報共有や訪問し合っていける形が有益と考えている。

8) TACTICSへの申立て方法

以下の電話、EメールあるいはLINE IDがTACTICSの連絡先となり、ここに申立て内容を送る。

- 電話番号 : 098-7895661
- E-mail : a.apichanont@hotmail.com
- LINE ID : ayy48

(3) 所感

インターネット上の模倣品対策については、TACTICSでは3番目のその他に分類されるため、その他の詐欺事件等より優先度が低いと思われた。しかし、議論を交わしていると、TACTICSは、知的財産権侵害について犯罪という意識が低い人が多いことに懸念を抱いており、模倣品を購入する人など多くの被害者を生むことに危機感を感じていることが分かった。今後、TACTICSにおいて知的財産権侵害事件の扱いが優先度高く扱われ、タイのインターネット上の模倣品対策においてリーダーシップをとっていく機関となっていくことを願う。(石井)



3.1.4 LAZADA

(1)日時、場所、面談者

日 時:2019年10月22日(火) 9:30-11:00

場 所:LAZADAオフィス(Bhiraj Tower 29F)

面 談 者:

LAZADA

Andy Chua Senior vice president, IP protection from SG

Juliane Rose Sun Manager, IP protection from SG

Zhou QinYang, Simon Senior manager, IP protection

その他2名

(2)会合での内容

まず、LAZADAから歓迎の挨拶、関係者の自己紹介があり、その後LAZADAの説明と知的財産保護の取り組みについての説明が行われた。LAZADAのブランド業務と知的財産関連業務は、全てシンガポールの拠点が担当しており、今回の会合にも、シンガポールからブランドコーポレーションの担当者が2名参加した。なお、タイの拠点では、侵害ページのテイクダウンなどの実務を行っており、タイからはその担当者が参加した。

LAZADAからの説明や質疑応答を通して明らかになったことを以下まとめる。

1)LAZADAについて

2012年設立し、当初は倉庫の商品を販売するだけだった。その後TESCOとTEMASEKから出資を受け、2016年にAlibabaに買収されAlibabaグループの一つとなった。この2016年はLAZADAにとって重要な年であり、Alibabaのビジネスモデルや技術を使って更なる新しいビジネス(LAZADA WALLET等)を展開していく。またAlibabaの技術を使って模倣品対策を行う始まりの年だった。

アセアン6か国(SG, TH, ID, PH, MY, VN)で6つの言語を使って展開しており、10万以上のブランドを扱っている。各国の文化は異なるうえ、利用者の動向も異なる。6か国それぞれで知財に関わる法律をもっているが、6か国の知財に関わるLAZADAの方針は共通しているものであるため、知財に関する監督機能はシンガポールのLAZADAに置いている。

2)知的財産保護の考え方

保護する対象は、商標権、著作権、特許権となり、物流、価格コントロールについては関与しない。模倣品を発見した際はLAZADAでは判断できないため、権利者が鑑定を行うよう権利者に協力をお願いしている。

並行輸入に関する取扱いについては、東南アジアではそれが違法であるという規定をもっていない国があるため、並行輸入で通常より安い価格で売っている、という苦情には対応できない。

3) 知的財産保護の方法

模倣品については、販売しているページのテイクダウンを行う。出品者は、持ち点として年間48点を有しており、ペナルティ毎に減点をされる。テイクダウンを1回されると16点のマイナスとなり、3回行くと持ち点が0点となりIDが削除される(3ストライク制)。なお、1年超えると持ち点はリセットされ、再び48点の持ち点となる。

模倣品を発見した場合の手続きは以下2つの方法がある。

①Eメールアドレス(trust@Lazada.com)を使った通報

テイクダウンを希望する商品ページリストと、対象商標の商標登録証コピーをEメールに添付してEメールで通報しなければならない。商標登録証については通報毎に添付が必要となる。

②IPプロテクション(IPP)プラットフォームへの登録

Alibabaのプラットフォームと同じシステムとなる。権利者が、ユーザー登録を行ってAccountを作成し、保有する商標登録書をシステムにアップロードする。権利者は、テイクダウンを希望する商品ページのリストをアップロードすることで通報することになる。

対象商品ページの調査に関するフィードバックがシステム上でなされ現状のStatusも分かる。

一度Accountをつくって商標登録証をアップロードすれば、次回の申請の際は商標登録証のアップロードは不要となる。ただし、対応する国毎に商標登録証が必要となる。

LAZADAからは、以下を理由に②のIPPプラットフォームへの登録を勧められた。

- ・商標登録証を一度アップロードしておけば、通報ごとに準備する必要がなくなる
- こと、
- ・申請から削除まで、調査のStatusのトラッキングができ、進捗度合いが分かる
- こと
- ・Alibabaのシステムと同じであり実績があること

4) 事例紹介

・オフラインの取締り

欧州自動車会社からLAZADAに協力要請があり、警察／企業／LAZADAと協力しあって模倣品の摘発に成功した。LAZADAで、疑義のある販売者2社の倉庫の住所を調査し、その自動車会社に情報提供し、警察とともにその倉庫を摘発し1,000以上の模倣品を押収した。

・意匠権を根拠としたテイクダウン

米国通信機器メーカーや、欧州扇風機メーカーの意匠権侵害でテイクダウンを行うなど意匠権を根拠としたテイクダウンも行っている。特許権でのテイクダウンも可能。類比判断はLAZADAで行い、法律事務所の見解等を取得するかはケースバイケースとなる。他国での取締り実績を権利者から提供あればそれも考慮する。

ただし、無審査で意匠権登録されるマレーシアなどは、知財庁が出す評価書・意見書が必要となる場合がある。

5) 今後の展開

AlibabaのAIによるモニタリングプログラムを今後導入予定。ビッグデータやAIを使って自動的に模倣品ページをリスティングし、偽物をインプットしたら、自動的に削除していくという形となっていく予定であり、2020年にはパイロット試行を進める。

既に稼働しているAlibabaのデータ利用は行えない。LAZADAは6か国で展開しており言葉も異なることから、Alibabaでのデータは使えない。権利者にIPPプラットフォームの利用を促し、データを蓄積してラーニングを行っていく。

ブラックリストの仕組みについては、すでにもっているものの、侵害者はAccountを変え再犯していくため、国民に割り当てられるID番号等を出品者に提示させるなどすることで、ブラックリストの効果を高めていくことを考えているが、フィリピン、シンガポールなどはそういったIDがなく、課題は多い。

(3) 所感

LAZADAは、Alibabaグループに入ってから、知的財産保護に対する対応が急速に進んだという印象をもった。AlibabaのIPPプラットフォームを採用し、さらにビッグデータやAIを使った対応も今後LAZADAで採用も進めるとのことで、知的財産保護に対する意識も高くなっている。今回のタイでの会合に、シンガポールの責任者が参加し、かつ事前にプレゼン資料を準備しているなど、権利者団体との意見交換も重要視していると感じた。

ただ、サービスの展開国が6か国ということでそれぞれの文化・法律に対応する必要があるなど、まだまだ解決すべき課題はある。今後もさらなる知的財産保護に向けたサービスの充実を期待したい。(石井)



3.1.5 専門事案控訴裁判所

(1) 日時、場所、面談者

日 時: 2019年10月22日(火) 14:00-15:30

場 所: タイ専門事案控訴裁判所内

面 談 者:

Maitree Sutapakul	President
Suwat Waiyupattanatee	Vice-President
Chaiyos Oranonsiri	Vice-President
Pranee Setjintanin	Justice
Watchara Neitivanich	Judge in the Research Division
Rungravee Sokhuma	Secretary

(2) 会合での内容

まず所長から歓迎の挨拶、関係者の自己紹介がなされた。その後、専門事案控訴裁判所(Court of Appeal for Specialized Cases)の紹介及びJIPAからの要望事項についての回答がなされた。意見交換後、判事全員が参加する大会合が実施される法廷を見学し、判事の投票システムについて説明がなされた。

1) 専門事案控訴裁判所の紹介

知財、国際取引、税務等、専門的の高い事案を迅速かつ公正に扱う控訴裁判所として2016年10月に設立。全部で118名の裁判官(判事補含む)が在籍。担当の専門事案は、①知財及び国際取引、②税務、③労務、④破産、⑤青少年・家族、の5つの部門に分かれており、各部門における合議体(3名)の数は①3、②3、③9、④3、⑤3となり、労務が最も多い。大きな事件では大会合により判決案が検討される。大会合は、3分の2以上の判事の出席があれば開催される。各判事にはIDが配られ、賛成・反対の投票結果によりその案を採用するか否かが決定される。

最高裁に上告できるかは最高裁の裁量で、認められるのは申請中10%程度。公共のメ리트や秩序に影響を及ぼす事案については上告が認められやすい傾向にある。

2) 専門事案控訴裁判所の訴訟期間について

提訴から判決までの期間、また、第一審を維持する割合についての開示を要望。専門事案控訴裁判所からは、判決までおよそ6か月で、当該期間は最高裁の所長方針にも沿っているとの回答。また、第一審を維持する割合は、2016年は100%、2017年は50.65%、2018年は42.37%、2019年は9月30日までで25.17%。なお、維持以外には、却下、差戻し、修正が含まれる。

3) フリーライドに関する救済について

日本ではフリーライドの事件があった場合、商標法と不正競争防止法による救済

を併せて行うことがあるが、タイではこういった対応が有効なのか開示を要望。専門事案控訴裁判所からは、商標が登録されている場合は商標法による救済を求め、商標が登録されていない場合は商標法の第46条パラグラフ2に規定される「パッシングオフ」の規定に基づく救済を求めることが有効であるとのこと。また、パッシングオフに対して、タイでは不正競争防止法による救済を求めることはできないとの説明があった。

4) 訴訟費用について

侵害訴訟における調査費用や弁護士費用(タイ語翻訳費含む)は非常に高額であり、権利者にとって負担である。しかしながら、民事手続法では弁護士費用は請求額の5%以下と決められているため、当該金額についての上限を撤廃すること、もしくは別途発生した手続費用についても損害賠償額に含めるようにしてほしいことを要望。専門事案控訴裁判所からは、以下の回答。

前提の説明として、損害額の算定に関し、裁判所は被害の深刻度を考慮した上で、逸失利益及び権利行使に必要な費用を損害賠償額と算定することができる。

弁護士費用は、確かに第一審では請求額の5%以下まで請求可能である。請求額のない訴訟(例えば商標委員会の取消に対する不服申立て等)では上限3万バーツとなる。控訴審または最高裁での弁護士費用は請求額の3%以下まで請求可能で、請求額のない訴訟の場合は2万バーツとなる。なお、銀行手続等の訴訟手続きに必要な費用は、請求額の1%以下まで請求可能で、請求額のない訴訟の場合は5千バーツとなる。

書類の翻訳、調査、弁護士の費用などの諸経費を損害賠償額に含めることは可能である。ただしその額は妥当でなければならず、証拠書類が必要となる。弁護士からのインボイスも証拠として提出可能であるが、その額をそのまま認定するかは判事の裁量であり、侵害実態なども考慮する。裁量の基準については回答が難しく、経験則や過去の判例等を参考にしている。

5) 付帯民事訴訟について

刑事訴訟法第44条には、刑事訴訟と民事訴訟を並行して進める付帯民事訴訟制度が存在すると理解しているところ、当該制度は知財事件にも適用可能なのか開示を要望。専門事案控訴裁判所からは、付帯民事訴訟は人命や人の財産に影響を及ぼすような場合に適用可能であり、知財事件は人の財産に影響を及ぼすものであるので適用可能であるとの回答。また、付帯民事訴訟の申請に対し、裁判所は通常これを受理しなくてはならず、裁量ではない。ただし、刑事訴訟において、被告が自白し1日で判決が出るような場合には、付帯民事訴訟を提起することは実質的に難しく、損害賠償請求をするためには別途民事訴訟を行う必要がある。

(3) 所感

所長以下、幹部勢揃いでの対応で、また、大会合の法廷見学など、非常にウェルカムな雰囲気を感じた。JIPAが送付した要望書に対しても事前にしっかり読み込まれ、

当日の議論でも十分に意思疎通が図れ、明確な回答を得ることができた。専門事案控訴裁判所について、従来は、第一審の判決をそのまま支持する、いわば形だけの裁判所との印象を持っていたが、上記の通り、徐々に第一審判決を覆す事件も増えてきていることは驚きであった。最高裁への上告が認められるケースは非常に少ないことから、当控訴裁判所が事実上の最終審となる可能性が高く、今後は知財訴訟における重要性はさらに増すであろうことが予想される。JETROバンコクとも連携し、引き続き状況について注視していく必要性を感じた。(木挽)



3.2 カンボジア

3.2.1 商業省(MOC)

(1) 日時、場所、面談者

日 時: 2019年10月24日(木) 9:00-11:00

場 所: カンボジアMOC会議室

面 談 者:

オプ商標部長

チェイホン係争担当

ホンミ国際協力担当

(2) 会合での内容

まず、オプ商標部長から歓迎の挨拶、関係者の自己紹介があり、双方の意見交換が行われた。

また、オプ商標部長から、「商標登録することが重要であり、商標登録すれば、模倣品排除も可能である」と、「カンボジアは登録後に商標が公開され、90日間異議申し立てが可能である」とのコメントがあった。

1) 商標取消手続きについて

- ① 過去5年間の1年あたりの取消請求の数は、年間約50件である。
- ② 悪意のある商標の取消方法、また、日本で周知だがカンボジアで周知でない場合の最適な取消方法は、被告人の情報提供を行うことが必要で、また、提出する書類は、日本での商標登録証明書、どこの国で登録されているのかの証明書を提出することである。併せて、広告、輸出時の請求書、展示会で展示する際の書類が提出すればよりよい。
- ③ 積極的に取消請求を行っている企業は、米国企業と日本企業である。
- ④ 取消請求の審査は、係争部(Litigation Division)が担当しており、当該部署の中から選出された10人以下の複数人で審査を行う。また、出願時の審査と取消時の審査では、管轄部署が異なるため、出願時の審査官が取消時の審査を行うわけではない。
- ⑤ 取消請求後に審決がでるまでの期間は、最短で6か月であるが、期間の制限はない。また、取消請求の書類に不備があると1、2年長くなる傾向がある。
- ⑥ 取消不服申立てで裁判所に出訴される案件は、過去5年間で2～3件と非常に少ない。また、日本企業が取消不服申立てを行った実績はない。さらに、裁判所で商標を含む知財に関する裁判件数は非常に少ないため、裁判所は知財に関する裁判に慣れていない。
- ⑦ 取消不服申立てで原告は取消請求人で、被告は商標の登録権者になる。そのため、MOCが当事者になることはない。
- ⑧ 悪意のある商標は、カンボジア商標法第13条(無効請求)よりも同法第14条(取消請求)で対応するのが適切である。

- ⑨商標権の登録から5～6年目に使用宣誓書の提出義務に関する規定については、商標権者の商標の使用状況を把握するために必要であり、また、更新費用も25USDと安価であり費用的な負担が小さいことから、引き続き現状の運用で行っていく方針である。
- ⑩商標取消は、申立てを行う側が約80%勝っている。
- ⑪商標取消申立ての結果は、webサイトに申立てた側が勝ったのか、申立てされた側が勝ったのかのみ公開される。結果の理由は、当事者間のみに公開され、第三者が閲覧することはできない。

2) PADR (Preliminary Alternative Dispute Resolution) について

- ①PADRを使った和解率は、約60%である。
- ②カンボジア国内企業が外国企業よりも、PADRを使っている傾向がある。
- ③PADRが決裂した場合、権利者の次の措置としてCCCC (Cambodian Counter Counterfeit Committee) と経済警察と裁判所のいずれかに申立てることが可能。
- ④PADRを行ったほうがよいケースと、PADRを行わずにCCCCや経済警察に申立てを行ったほうが良いケースがある。

PADRを行ったほうが良いケースとして、侵害の程度が小さいケース。PADRは、短期間での解決・交渉が可能な点、低コストである点、裁定者がMOCやMIH (Ministry of Industry and Handicraft) の専門家であるため、相談しながら解決することが可能である点がメリットである。

PADRを行わずにCCCCや経済警察に申立てを行ったほうが良いケースは、侵害の程度が大きいケース。警察の捜査などがあるため、解決までの期間が2～3年と長くかかることや裁判所が知財の裁判の経験が浅いことがデメリットである。一方で、大規模な摘発が可能であることがメリットである。

(3) 所感

現在、商標権における異議申立て件数は年間約50件と少ないものの、今後、経済成長、産業の発達や周辺国の影響などにより、商標の出願件数が増え、また、異議申立て件数も増えていくであろうと考える。MOCは、市場で優位性を保つため、また、商標の冒認出願をされるのを防ぐために、きちんと商標権を取得することの重要性を強調していたが、企業側としては当然取るべき対応であると感じた。また、PADRを使った和解について、多くのメリットがあるが、現状、日本企業での認知度は低く、日本企業が行った実績も少ない。そのため、JETROバンコクなどの機関と連携し、認知度を高めることや事例を増やすことで、PADRの日本企業への認知や活用実績/事例を増やしていく必要性がありそうだと実感した。(満木)



3.2.2 模倣品対策委員会(CCCC)

(1)日時、場所、面談者

日 時:2019年10月24日(金) 13:30-16:30

場 所:カンボジア内務省ホール

面 談 者:

CCCC委員長(内務省次官) H.E. General Meach Sophana氏

CCCC	チャン氏 他
Police	ホイチャン氏 他
MOC	ホンミ氏 他
税関	サイトクリア氏 他

(2)会合での内容

まず大臣から歓迎の挨拶、関係者の自己紹介があり、その後CCCCの組織紹介、警察から発表、模倣事件の紹介、商業省からの意見表明が行われた。

1)CCCC組織の紹介

最初に、CCCCから模倣品は安全性に問題があるため、政府関係の多くのメンバーがCCCCに参加し、取り組みを強化している。カンボジアメンバーの活動を日本のメンバーに紹介するのにいい機会であり、将来的な日本とカンボジアの関係構築のために、知的財産をキーワードにいい関係を作っていきたい、との紹介があった。

次に、CCCCの組織紹介として、JIPAが先に送付していた要望書に即した形でプレゼンテーションが行われた。

2)CCCCについて

CCCCは2014年に副首相の下に設立され、2019年3月に政府に承認された。CCCCは色々な省庁との連携で設立され、法務省、保健省、工業省、情報省、観光省、教育省、農業水産省、防衛省、警察省、税関総局等が参画し、中央委員会には日本人の顧問もあり、6つの専門部署があるとのことである。

3)活動内容について

JIPAが要望した知的財産権(商標権・意匠権・特許権・著作権)での年間の対応実績およびCCCCへの申立てから摘発までの手続きフローの開示を求めたところ、CCCC側から次のような回答があった。

①模倣品に対する執行

模倣品に対して、各省庁と協力を得て対処する。私企業と連携して対処する。

②教育と宣伝

模倣品と知財権に対する教育も業務の一つとしており、eセキュリティサービスや企業と連携した真贋判定セミナーを実施。

こういった活動により、模倣対策国際会議(メコン諸国、中国、フランス)を開催

するに至った。

③摘発について

CCCCでは模倣製造工場の調査なども行っており、例えば化粧品会社の模倣事件に対して模倣品を発見し、模倣品をトンレベルで摘発し、廃棄した実績もある。

こういった活動は、カンボジア国民に対し、メディアを通じて宣伝も行ってきた。

4) インターネットによる模倣品対応について

JIPAとして、インターネットの模倣品対応、すなわちネット上の侵害品の摘発や実績、その手法、サイトに対する啓発活動の強化を要望したところ、CCCCからは、オンラインショッピングはカンボジアでも人気があり、商品としてはビデオ、CD、衣服などが中心となっているところ、オンラインで商売する人の問題は、誰が売っているのか、素性が分からないことが問題であるとされた。しかしこれらに対策するには、カンボジアでは、インターネットを規制する法律が未整備であるとのことであった。

CCCCとしては、オンライン業者に対し、保健省への登録であるとか、専門家団体を設立させるなどの施策を行ってきており、委員会が模倣品販売業者に対して、模倣品を販売しない旨の宣誓書を書かせ、無視して行ってくる業者に対しては、差止や摘発を実施するといった実績もあるとのことであった。

5) 手続について

JIPAからの要望として、摘発に関する具体的な手続の開示を求めたところ、CCCC側から、商標侵害を発見した権利者または権利者の委任を受けた代理人が、書面により手続を行う必要があり、提出された書面はまずCCCCにて審査することのことである。この際、権利者は登録証原本、模倣品の証拠、模倣品であることを証明する書類、営業許可証など権利者の身分証明書を添付する必要がある。この場合の費用は発生しないとのことであった。

CCCCにて受付受理後は、書類審査の後、CCCC専門スタッフが申立人から一週間以内にヒアリングを実施することになる。ヒアリングにより情報が不足していれば更に権利者に調査を求めることになる。ヒアリング終了後、知財侵害の証拠がはっきりすれば、警察に投訴することになり、摘発が1日～2日間で行われる。

補足説明として、警察側から法律面と実績について紹介があり、摘発に適用される法律は、商標・不正競争に関する法律、著作権に関する法律が最も多く適用されたとのことであった。件数としては、2017年はかばんや洗剤、靴、タバコ、酒、薬の侵害事例があり25件の事例があり、2018年はエンジンオイルや計算機、衣料品など16件の事例、2019年には17件の実績があったとのことであった。2015年から総量で18トンもの商標・著作権侵害の摘発であったとのことである。一方意匠侵害や種苗法での侵害事件はまだ実績がないとのことである。

また同席していたMOCの商標関係者からは、摘発に当たっては商標登録を行うことが前提であり、著名商標であっても商標登録がなければ保護は困難である旨の説明を受けた。

(3) 所感

CCCCのセレモニーホールにて想定外のスケールの大きさの中、マスコミも入ったの会議となった。国民向けのアピール的な要素も多分に含まれ、突っ込んだ議論が出来なかった反面、JIPAが送付した要望書に対してはしっかり読み込まれ、正式な回答を得ることが出来た。総じて日本企業や日本製品に対しての信頼度は高く、摘発については真摯に取り組もうとする姿勢は感じられた。今後は、実務上スムーズに動くのかどうか、および中国資本進出による模倣品増加が感じられる中、摘発件数が二桁から三桁それ以上に増えていった場合に、どのようにシステムティックに動かしていくのか、注視していく必要がある。(宇野)



3.2.3 工業・手工芸省(MIH)

(1)日時、場所、面談者

日 時:2019年10月24日(木) 18:00-18:30

場 所:カンボジアMIH会議室

面 談 者:

VEN KEAHAK Director General

CHUM SOPUTHY Deputy Director

CHHEAN PISETH Deputy Director

SVAY RIEN

他 数 名

(2)会合での内容

まず、副局長から歓迎の挨拶、関係者の自己紹介があり、意見交換が行われた。

1)これまでのCPGの申請件数、特許査定件数、審査中の件数について

申請件数は31件、登録査定件数は19件、審査中の件数が12件である。以下、MITから入手した情報である。

Patent statistic				
Year	Local	Foreign	Total Per Year	Granted
2007	0	13	13	0
2008	1	38	39	0
2009	0	28	28	0
2010	0	26	26	0
2011	0	43	43	0
2012	1	52	53	0
2013	1	74	75	0
2014	2	63	65	0
2015	0	65	65	1
2016	4	64	68	10
2017	1	42	43	11
2018	1	66	67	8
24 October2019		85	85	5
Total	11	659	6700	35

Total Patent Application			
No	Description	Application	Grant
1	Paris&PCT	656	35
2	Singapore	55	38
3	China	207	88
Total		918	161

CPG	
Received	Grant
31	19

2) CPG申請から登録までの期間について

一般的に3週間だが、申請件数が増加傾向であり、今は4週間以上かかっている。

3) 再登録制度を使った中国とシンガポールそれぞれからの出願件数と登録件数について

中国からの出願件数は207件で、登録件数は88件である。

シンガポールからの出願件数は55件で、登録件数は38件である。

4) 中国における再登録制度の申請から登録までの期間について

日本のCPGの申請から登録までの期間（3週間）と同じであるが、申請の件数が多いため、4～5週間かかっている。

5) EPOバリデーションによるEPOからカンボジアへ有効手続された件数について

約30件の有効手続きがなされ、手続きが完了した案件は1件である。

また、2019年末までには、残り全件の手続きを完了させる見込みである。

6) 韓国との審査協力取組とCPGとの違いについて

実質同じである。

7) 中国からの特許出願が多い分野について

化学と機械の分野が多い。

8) 日本企業が中国の再登録制度を使って申請した実績の有無について

日本企業が中国の再登録制度を使って申請してきたケースもある。

(3) 所感

直前に行われた打ち合わせが大幅に延びた上に、大渋滞に巻き込まれてしまい、予定より2時間以上遅れての会合であった。2019年11月から韓国の登録特許を用

いて、カンボジアで登録可能な制度が設けられるなど、カンボジアで権利化する選択肢が増えつつあるように感じた。また、近年、中国からカンボジアの特許出願が急増傾向にある（特に機械と化学分野の特許が急増傾向である）という旨の話を聞き、中国がカンボジアへ投資拡大の傾向が反映されているように感じた。日本企業も他国企業に劣らぬよう、特許出願を促進していく重要性を実感した。（満木）



3.2.4 ジェトロ プノンペン

(1) 日時、場所、面談者

日 時: 2019年10月25日 9:00-10:00

場 所: ジェトロ プノンペン会議室

面 談 者:

宮尾 正浩 氏 ジェトロ プノンペン事務所 所長

(2) 会合の内容

カンボジアの経済・市場状況、外資企業の進出状況を中心にお話をお伺いした。

カンボジア1人当たり名目GDPは1,509ドル(2018年)であり、この金額だけを見ると投資の動機付けとなるレベルにない。しかし、リーマンショック後、驚異的なV字回復を果たして、2010年以降は約7%のGDP成長率を維持しており、現地では市場の高揚感、成長感が数字以上に高く、目の付け所によってはブルーオーシャン領域も多いので、国外から数字だけを見て判断していると市場進出のタイミングを逸してしまう可能性がある。外資に対する規制も、さほど厳しくないなので、中国や韓国などに先を越されて後々困ることのないように注視が必要。

不動産やインフラは中国の進出が激しい。家電系は韓国が強い。日系で強いのは二輪車や調味料、ショッピングセンターを含めた小売り等。

電力事情については、全体の2割程度を輸入に頼っていることもあり、料金は高い上に、水力発電が全体の4割あり、特に乾季に停電が多い状態。

(3) 所感

日本企業が進出する際、アセアン10か国の全てに工場を建設するのではなく、1か国又はいくつかの国に置いた工場から、他の国に流通させていくことが多くなると思うが、中国や韓国などのメーカーが市場をつくり上げた後からの進出となると、知名度的にも価格競争的にも厳しくなるので、各企業のアセアン各国市場の優先順位次第ではあるが、手遅れにならないタイミングで市場形成に関わっていくことが重要であると強く感じた。(松本)



Ⅲ． おわりに

今回、団長としてタイ、カンボジアの訪問代表団に参加させていただきました。これまで、中国・韓国・台湾への代表団に団員として参加したことはありましたが、JIPAを代表する代表団、それも団長としての立場で海外各機関の代表と交流し、要望し、意見交換する機会は私自身にとって、大変貴重な経験となりました。

タイには、これまで何度となく代表団を派遣しており、2000年度以降では、今回が9回目にあたるだけあって、各訪問先もJIPAのことをよく知っておられ、非常に友好的に議論することができました。また、カンボジアへは調査団としての訪問はあるものの、代表団としては初めてでしたが、訪問させていただいた各機関も知財制度の強化充実を図りたいという思いに、我々代表団と共通するものがあり、訪問する先々で歓迎いただきました。

とは言え、日本とは国も違い、経済の発展レベルも知財制度の充実度も異なるため、我々の要望の全てがすぐに聞き入れられ、法律改正などに結び付くわけではありませんが、我々が日本やJIPAのメリットだけを考えて行動しているのではなく、我々の提案や要望が、訪問先の国々の将来の発展にも寄与するものであれば、一度では実現しなくても、それを繰り返し、親密度を高めていくことで道は開けると思います。

先進国との関係継続もちろん重要ですが、知財制度が充実していない新興国ほど、伸び代は大きく、今回のような代表団の派遣によって、得られるメリットも大きいと思われ、JIPAとして、継続的かつ計画的な代表団の派遣を継続させていく必要性の高さを改めて感じることができました。

なお、今回の代表団派遣にあたっては、JETROバンコクの皆さまに大変お世話になり、現地各機関との日程調整や議題の事前調整、ロジスティクスの手配など、代表団実現のために多くのご支援・ご尽力を賜りました。この場を借りて厚く御礼を申し上げるとともに、今後も同じ目的達成のために御協力をお願い申し上げます。

また、アジア戦略プロジェクトメンバーの皆さんも各企業での業務で多忙の中、現地での活動だけでなく、出発前は、各機関への要請事項をまとめる等の事前準備を整え、帰国後は、本報告書のまとめを作成いただく等、多くのご負担をお掛けしました。皆さんの活動のお陰で本プロジェクトが成り立っていると実感いたします。ありがとうございました。今後とも、会員企業の事業発展に役立つ成果創出へのご協力をよろしくお願いいたします。

2020年8月吉日

JIPA常務理事/アジア戦略プロジェクトリーダー

松本 宗久

一 資 料 編 一

要望・質問書(日本語仮訳)

(1) タイ

知的財産局(DIP)	43
特別捜査局(DSI)	45
情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)	47
LAZADA	48
専門事案高等裁判所	50

(2) カンボジア

商業省(MOC)	51
模倣品対策委員会(CCCC)	52
工業・手工芸省(MIH)	54

現地入手資料

タイ専門事案控訴裁判所	55
-------------------	----

DIP において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 意匠法改正、特許法改正について

(1) 意匠法の改正状況についてご教示願います。具体的には、以下についてご教示願います。

②意匠法の制定が見込まれる時期、

③意匠法の施行が見込まれる時期、

(3) 特許法の改正状況についてご教示願います。具体的には、①特許法の制定が見込まれる時期、
②特許法の施行が見込まれる時期をご教示願います。

II. 部分意匠制度について

(1) 部分意匠制度を導入する場合、部分意匠の対象範囲の特定方法を実線／破線に限らず、着色といった方法も認めて頂くことを望みます。

(2) 部分意匠の特定方法にも影響があるが、断面図の提出を認めて頂くことを望みます。

(3) 使用状態図、その他参考図の提出を認めて頂くことを望みます。

(4) 新規性喪失の例外適用について、自己の公知行為も認める等、要件緩和を望みます。

III. 意匠の審査期間の短縮について

現状、意匠の審査期間（出願～登録）は4年以上かかっている。意匠は流行のサイクルが早く、権利化された時に流行が終わっているという状況もあるため、できるだけ審査の促進を望みます。

特許ではPPHという審査促進のスキームがあるが、意匠にはない。例えば、JP0と協力して、JP0の審査結果を有効活用してDIPの審査に役立てる仕組みを構築するなどの新たな取組を検討することを望みます。

また、現状で意匠の審査促進ができる制度をご教示願います。

IV. 意匠の権利期間の延長について

今回の法改正で意匠の権利期間を出願から15年とすることを検討頂いていることは承知しており、大変感謝しています。ただ、日本や中国をはじめ世界的に意匠権の権利期間を長くする方向となっており、ライフサイクルが長い製品も増えてきている。そのため、ユーザーとしては、権利期間を出願から20年以上として頂くことを望みます。

V. 意匠の公開遅延制度について

30か月の公開遅延が実運用されているのは承知しているが、法律で明文化して頂くことを望みます。

VI. 意匠の多意匠一出願制度の導入について

多意匠一出願制度の導入により、優先権証明取得の利便性向上や出願手数料負担の低減などを望みます。

VII. 商標 指定商品役務の指定を包括的な記載を認めるよう望みます

VIII. 3文字商標について

タイでは3文字の商標は識別性なしとして保護対象とならないことが多い。しかし、3文字商標も十分識別性があり、日本など他国でも認められている商標はある。タイでも3文字商標を認めて頂くよう望みます。

IX. ライセンス契約について

商標法にて、商標が移転されても影響がないことが規定（第 79-1 条）されていることは承知しています。しかし、依然としてライセンス契約は登録が効力発生要件となっており（第 68 条）、ライセンス契約が登録されていないことによりライセンス契約が無効とされた判例も把握しています。多くの国ではライセンス契約は当事者の合意に委ねられており、国際調和の観点からも、ライセンス契約は登録が効力発生要件とする第 68 条の変更を望みます。

※116/2005 号 CIPITC2005/2/28 判決

Caltex Co. Ltd. V. P.N.K Oil Service Co. Ltd. et. al.

X. 不使用取消について

商標取消審判の不使用証明が請求人となっています。請求人が不使用の証明をすることは現実的に難しく、使いづらい制度となっています。被請求人が証明するように要件の変更を望みます。

XI. 意匠検索の利便性向上について

タイ語以外での検索結果確認をできるよう望みます。検索の入力は英語でもできるが、結果がタイ語でしか表示されないため利便性が良くありません。また、西暦での検索入力も可能として頂くことも望みます。

以上

DSI において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 摘発実績について

・2017 年以降の摘発実績をご教示願います。以下の表に数字を入れていただけますと幸いです。

表. DSI の実績

年	2017	2018	2019
摘発件数			
押収金額			
摘発の多い商品			

II. ECD との連携について

- (1) DSI は、50 万バーツ以上の模倣品被害のある知的財産侵害の刑事犯罪を扱い、50 万バーツ以下の案件は ECD が扱うと認識しているが、模倣品被害額の大きさはどの段階で判断するのかご教示願います。
- (2) DSI が摘発を実施した後で模倣品被害額が少なかった場合は ECD に管轄を移したり、あるいは、ECD が摘発を実施した後で模倣品被害額が多かった場合は DSI に管轄を移したりするのかご教示願います。

III. 意匠権侵害や特許権侵害の取り扱いについて

- (1) DSI は、意匠権侵害や特許権侵害も扱っていると認識していますが、意匠権侵害・特許権侵害による摘発実績件数をご教示ください。
- (2) 意匠権や特許権の権利範囲に含まれるか否かの判断は、どこの機関(DSI/DIP/CIPITC/etc)が行うのかご教示ください。

IV. インターネット上の模倣品対策について

- (1) タイでは、インターネットショッピングサイトでの取引が多くあり、ショッピングサイトでの知財侵害案件も多くなっているが、DSI でインターネットショッピングサイトでのパトロールを行っているかご教示ください。また、ショッピングサイトに対する模倣品対策の指導は行っているかもご教示ください。
- (2) インターネットショッピングサイトで怪しい事業者がいた場合、ショッピングサイト事業者にその事業者の情報を得たくても教えてもらえない事が多いが、例えば、権利者が要請すれば、DSI が EC サイト事業者の情報を得て工場の調査等を DSI が行うことはできるか否かご教示ください。またそういう事例があれば教えて下さい。
- (3) COPTICS は、DSI と連携しているのか否か、また、連携しているのであれば、どのように連携を行っているのかご教示ください。

V. キャンペーン活動について

模倣品の取締りキャンペーン等や、取締り強化期間など活動に強弱を付けて行っているのかどうか、また、こういったキャンペーンを今後行う予定があるかご教示ください。

VI. 付帯民事訴訟について

- (1) DSI が摘発した案件は、DSI が検察官に対し告訴して検察官が起訴する、という手続きのほか、権利者が共同原告として裁判に参加する hybrid prosecution の進め方があると認識しております。これらの場合、被疑者に罰金が課されることとなりますが、権利者は損害賠償請求できないと認識しています。ただし、検察局の起訴と並行して、権利者が個別に起訴すれば、

損害賠償を請求することができると聞いています（刑事訴訟法 44 条規定、付帯民事訴訟）。
以下についてご教示ください。

- この付帯民事訴訟は、裁判官が認めた時のみ、と聞いています、権利者から積極的に認めてもらうようアクションする事は可能か。
もしできないのであれば、権利者の要望で認めて頂けるようになることを望みます。
- この権利者の起訴と検察局の起訴は関係に関して、両者は一緒に審議されるのか別々に審議されるのか
- 裁判費用は、損害賠償金の 2%となっている根拠の法律。

VII. 刑罰について

刑罰は、被疑者が罪を認めたら軽くなりますが、DSI の案件でも被疑者が罪を認めると軽くなるのかご教示ください。

以上

TACTICS において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 組織および業務内容

インターネットでの模倣品被害が拡大する中、貴機関で設けられた COPTICS のように違法 EC サイトに対し行政処分を行う組織ができたことを高く評価しており、今後積極的に活用したいと考えております。

しかしながら、今後、権利者は、貴機関を有効に使いたいと思っておりますが、貴機関の詳細を把握しておりません。よって、まず貴機関がどのような組織構成や人員で運営されているのかについて、及び、ECD 等の他のタイ王立警察内の取締機関との違いについて開示いただきたいと思います。

また違法行為があった場合、どのような処置がなされるのか、例えば、EC サイトに対して行政処分を行うのか、どのような違反行為に対しどのような処分（罰則、罰金）を行うのかについて開示いただきたいと思います。また ECD 等の他のタイ王立警察内の取締機関や MDES、NBTC 等の関連省庁とどのような連携があるのか開示を望みます。

II. 申立方法

権利者が違法 EC サイトを発見した際、貴機関への申立て方法（連絡先、必要な情報、書面か電子的な申請なのか）の開示を望みます。

また、一般消費者が違法 EC サイトを発見した際の申立て方法についても、ご教示願います。

III. EC サイトへの教育

模倣品を無くすには、EC サイトの規則が整備されている必要があります。例えば、ノーティスアンドテイクダウンや、違反者に対する罰則などの規則の整備が必要です。よって、貴機関において、EC サイトがこのような規則を整備するような啓発活動を望みます。また、もし、このような啓発活動を行っておられるのであれば、どのくらいの頻度で、こういった内容で行っておられるのか、ご教示願います。

IV. 自主的な監視および権利者との連携

権利者も違法 EC サイトを監視していますが、これだけでは不足する場合があります。よって、貴機関においても、自主的に監視をして頂きたいと思っております。自主的な監視を既に行っているのか、予定があるのか、また、自主的な監視のために権利者がどのように協力すれば良いのかご教示願います。

以上

LAZADA において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 処罰の厳罰化

インターネットの普及に伴い、インターネット上の模倣品被害が拡大しており、貴社においても模倣品を販売するリンクが増加しております。これに対して、貴社が、削除プラットフォームを設立し、削除をスムーズに行えるようにしたことを高く評価します。

しかし、権利者は、このプラットフォームを使い、リンクをひとつひとつ削除をしていますが、きりがありません。この理由は、リンクを削除されても、模倣品を再度販売する模倣品販売者（再犯者）が多いからです。日本のショッピングサイトでは、1回でも模倣品を販売したら、ID 削除、つまり二度とショッピングサイトでの販売ができないようになっていところもあります。当然、このようなサイトでは、模倣品も減少しております。よって、貴社においても、再犯者を防ぎ、サイト上の模倣品を減らすためにも、模倣品を販売した者に対して厳しい罰則を課して頂くように望みます。できれば、1回でも模倣品を販売したら ID 削除、少なくとも2回模倣品を販売したら ID 削除することを望みます。

II. 自主削除

権利者による模倣品削除だけでは、十分な模倣品対策ができません。貴社には、販売履歴などに基づくビッグデータもあります。よって、ビッグデータやAI などを用いた、模倣品の自主削除を望みます。また、既に模倣品の自主削除を行っているのであれば、どのような方法で行っているか可能な範囲でご教示願えればと思います。また、このような自主削除のために権利者が提供すべき情報があればご教示願えればと思います。

また、警察と連携して、ショッピングサイト上の模倣品業者の事務所や倉庫を摘発した例もあればご教示願えればと思います。

III. 出品者情報の確認

ID を削除された販売者が、別の ID を登録し、模倣品を販売することが考えられます。これを防ぐには、販売者が、ID 登録をしようとした際に、身分の確認を厳格に行うことと考えます。よって、ID 登録の際の販売者の厳格な身分確認を望みます。

IV. 偽の授権証

権利者が、削除申請した際に、販売者が権利者の発行する授権書を提示してくる場合があります。しかしながら、偽の授権書を提示してくることが多くあります。偽の授権書を作ることは、詐欺にあたることであり、非常に悪質です。よって、権利者が偽の授権書であると言った場合は厳格な対応、例えば、即座に ID 削除などの重い罰を与えることを望みます。

V. カタログやホームページのコピー

権利者に無断で、カタログやホームページのコピーをしている業者があります。これらに対して削除できるのかご教示願えればと思います。また、削除できるなら、罰則は模倣品販売と同じなのかもご教示願えればと思います。

VI. 複数国での情報共有

貴社は、複数の国にショッピングサイトを持っています。模倣品販売者の中には、貴社の複数の国のショッピングサイトで販売している者もいます。このような人間は、非常に悪質であります。よって、ある国のショッピングサイトで模倣品を販売した販売者の情報を、他の国のショッピングサイトにも共有して頂き、ある国のショッピングサイトで課した罰則を、他の国のショッピングサ

イトでも課して頂くことを望みます。例えば、ある国のショッピングサイトで ID 削除されたら他のショッピングサイトでも ID 削除したり、ある国のショッピングサイトで減点されたら他の国のショッピングサイトでもその減点を採用するといったことです。

VII. 優遇措置

貴社のサイトに旗艦店を出すことにより、何らかの優遇措置を選られるのでしょうか？
例えば、模倣品の監視を重視してくれ、自主削除の優先順位が上がるなどです。

以上

専門事案高等裁判所において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 専門事案高等裁判所の訴訟期間短縮について

2016 年 10 月に専門事案高等裁判所が設立され、知財担当判事 12 名の元、民事あるいは刑事案件が知的財産及び国際取引中央裁判所の一審判決後に送られてくると理解しています。専門事案高等裁判所が設立されたことによって IP 部門の控訴はこちらの裁判所で審理されることになったと聞いています。専門家の集約により、審理の迅速化が図られていることと考えますが、現状提訴から判決までどのくらいの期間がかかっているのでしょうか。裁判の種類別(特許に関しての当事者系、査定系、商標に関しての当事者系、査定系)にご教示願います。

昨年は、まだ十分に制度が浸透していなかったため、件数が少なく 1 年以内に結審することが多かったと伺っておりますが、今年度はどのような状態でしょうか。

また、第一審を維持する判決と第一審を覆す判決の割合を教えてください。さらに具体的な判例がありましたら、ご紹介をお願いします。

II. パッシングオフの事例

タイでは法文上の明記はないものの、周知な形状や未登録標章についても保護を認めるパッシングオフの判例があるかと思えます。被侵害者が救済を求めるのには非常に有効な手段ですが、この法理は一般の商標事件や意匠侵害、著作権侵害においても、併せてわせて主張するのが有効なのでしょうか。日本ではフリーライドの事件があったような場合、商標侵害と不正競争防止法による救済を併せて行うことがたびたび行われますが、タイではどういった現状なのでしょうか。ご教示願います。

III. 弁護士費用

外国法人にとっては、裁判所に提出する書面など、全てタイ語に翻訳しなければならず、これを依頼する法律事務所に対して、先進国並みの弁護士費用を支払うことになり、多額の負担を強いられます。また、侵害事件においては事前の調査費用や弁護士への相談費用などが加算され、これ自身が権利者にとって「損害」に当たるものと考えます。これに対して、民事手続法では弁護士費用は損害額の 5%以下と決められているようです。この金額について、上限を決めない、または別途発生した手続費用を含ませるような算定方法をとっていただけるよう望みます。

IV. 付帯民事訴訟

刑事訴訟法 44 条には、刑事訴訟と民事訴訟を並行して進める付帯民事訴訟制度があると理解しております。裁判所からこれを活用するよう積極的な呼びかけを行うことは可能でしょうか。当該制度を権利者が周知するようになり、裁判所において積極的に活用がなされることを期待します。

以上

カンボジア MOC において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. 商標取消手続きについて

- (1) カンボジアでの登録商標の取消申請は MOC に申立て、その決定を不服とする場合は裁判所に出訴する仕組みになっていると理解しています。過去 5 年間に於ける 1 年あたりの取消請求の数及び取消件数をご教示願います。
- (2) 取り消された案件で最も多い取消理由は何かご教示ください。
- (3) いわゆる悪意の商標を取り消したい場合、取消請求を行うにあたって、どういった理由で主張し、どういった証拠を提出すれば有効なのかご教示願います。
- (4) 悪意の商標を取り消したい場合、日本国内で周知かつカンボジア国内で周知でない場合は取り消すのは難しいのか。日本の権利者としてどのような対応を行うのが最も好ましいのかご教示願います。
- (5) 取消の請求人に関し、カンボジア国内企業と外国企業の大体の割合をご教示願います。また、最も積極的に取消請求を行っている企業国籍はどこか、日本企業からの取消請求の件数は年間どの程度あるかもご教示願います。
- (6) 取消請求は当該商標登録出願の審査を担当した商標審査官が 1 人で担当するのか。それとも複数人で審査をするのかご教示願います。
- (7) 取消請求後、商標登録の取消または維持が決定されるまでの期間はどのくらいかかるのかご教示願います。
- (8) 取消請求の不服申立として裁判所に出訴されるケースは年間どれくらいあるのかご教示願います。
- (9) 取消請求が MOC で棄却され取消請求人が裁判所に出訴した場合、原告は取消請求人、被告は MOC になるのかご教示願います。
- (10) カンボジア商標法 14 条には商標取消が規定される一方、商標法 13 条には商標登録の無効を MOC に請求することが可能であることが規定されています。これらはどのように使い分けたいのか、特に、悪意の商標の取消を行いたい場合は、取消請求と無効請求のどちらが適切なのかご教示願います。
- (11) 商標権の登録から 5 年から 6 年目に、使用宣誓書を提出しなければならない、と規定されています。これは企業にとって負担が大きい。更新時だけの提出とすることを望みます。

II. PADR (Preliminary Alternative Dispute Resolution) について

- (1) 商標権侵害に対し、MOC に申立てることにより、いわゆる仲裁手続きである PADR が可能と理解しています。MOC における過去 5 年間に於ける 1 年あたりの PADR 件数をご教示ください。
- (2) PADR の和解率はどの程度なのかご教示ください。
- (3) PADR の交渉が決裂した場合、権利者としては次にどのような措置を講じるのが最も良い選択かご教示ください。PADR の実施により侵害被疑者には故意または悪意があるとして、CCCC や経済警察に摘発を申立てることになるのかについてもご教示ください。

以上

カンボジア CCCC に関して議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

CCCC について

税関/警察/法務省/商務省/検察庁など様々な機関と連携して知財権全般の侵害行為に対して対応する行政機関は他国でもあまり見た事のない素晴らしい委員会であると思います。引き続き模倣品対策へのご協力をお願い致します。

カンボジア国内からの模倣品排除のため、日本企業が模倣品対策で CCCC とさらに連携できるよう、確認や議論したい事項がありますので、宜しく願い致します。

I. 活動内容について

- (1) 知的財産権（商標権・意匠権・特許権・著作権）での年間の対応実績をご教示ください。
- (2) CCCC への申立てから摘発までの手続きフローをご教示ください。

具体的には

- 申立書(Complaint Form)の入手方法、提出先
- CCCC への手数料の要否、金額、支払いタイミング
- 商標権侵害であれば商標の類似性の判断、意匠権であれば意匠権の類似性などの判断が必要となると思うが、判断主体はどの機関なのか
- その判断は、裁判所でも有力な証拠となりうる判断となるのか
- 申立てが受理されて摘発/逮捕に至るまでにかかる期間
- 摘発された物品が廃棄されるタイミングや廃棄費用

II. 刑事手続きについて

カンボジアでは、貴所が摘発後に検察へ移送し、検察が提訴すると理解しております。以下についてご教示ください。

- 摘発から検察までの移送に要する期間
- それは法律で定まっている期間であるのか否か
- 移送されてから検察が提訴するまでの期間
- これらの期間を短縮するために、権利者が行うことができる手段
- 知的財産権侵害で有罪になった場合の刑罰

III. 他機関との連携について

- (1) 摘発は警察が主導で行っていると認識していますが、CCCC と警察がどの様に連携しているかご教示ください。
- (2) 税関では、意匠権に基づいた摘発は行われませんが、事前に情報が分かっていた場合、CCCC が税関と連携して、税関という場所での水際差止を実施する事は可能かどうかご教示ください。
- (3) 権利者が模倣品を見つけた際に、いろいろな対応方法があるかと思うが、どういう場合に CCCC に聞くのが適切なのかご教示ください。

IV. インターネット上の模倣品対応について

インターネット上の模倣品対応について以下をご教示ください。

- Facebook などインターネット上の模倣品業者の摘発も CCCC で行うことが可能であるならば、その摘発実績
- インターネットで侵害品を見つけた際、その出元を CCCC がサイトオーナーから聞き出すなどの調査をして摘発していただけるのか

-インターネットのショッピングサイトに対する教育など、インターネットでの模倣品販売に対しての対策を検討しているか

V. 消費者啓発について

模倣品が販売される理由として、模倣品を購入する消費者、つまり需要が貴国内にあるからだと考えております。したがって、消費者である貴国民に対して、模倣品の危険性、さらに模倣品が市場の健全な発展を阻害しているなどを含めて、知的財産の保護の重要性について啓発を行うことは、模倣品を市場から消滅することに繋がっていくと考えております（「買う人がいなければ売る人もいなくなる」）。2016年4月頃の世界知的所有権の日に、プノンペンで知財権についての情報を公衆に与える様々なイベントがなされたと思いますが、今後もこういった活動をする予定はあるかどうかご教示ください。

以上

カンボジア MIH において議論したい事項

一般社団法人日本知的財産協会

I. CPG、再登録制度、EPO バリデーションについて

以下について、ご教示願います。

- (1) これまでの CPG 申請件数、特許査定件数、審査中件数
- (2) CPG 申請から登録までの期間
- (3) シンガポール、中国との再登録制度に関し、これまでの出願件数および登録件数
- (4) 2018 年 3 月から EPO バリデーションが開始されていると理解しているが、これまで欧州特許の
カンボジアへの有効化手続きがなされた件数
- (5) 2019 年 11 月から開始される韓国との審査協力取組と日本と行っている CPG との違い

以上

The Court of Appeal for Specialized Cases



List of Delegations

Japan Intellectual property Association: JIPA

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. Mr. Munehisa Matsumoto | Managing Director,
DAIKIN INDUSTRIES, Ltd. |
| 2. Mr. Motohiro Uno | General Manager of Intellectual Property Division,
GS Yuasa International Ltd. |
| 3. Mr. Jun Okubo | Manager Intellectual Property,
YONEX Co., Ltd. |
| 4. Mr. Takeru Ishii | Assistant Manager of Design & Trademark Department,
Honda Motor Co., Ltd. |
| 5. Mr. Yuta Mitsuki | IP Technology Section,
EBARA Corporation |
| 6. Mr. Kenichi Kobiki | Manager of Patent Engineering Dept.,
Mitsubishi Electric Corporation |

Japan External Trade Organization: JETRO

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 1. Mr. Norihisa Kato | Director, IP Department |
| 2. Mr. Yugen Sasaki | Deputy Director, IP Department |
| 3. Mr. Takaharu Tateishi | Chief Officer, IP Department |
| 4. Ms. Waraporn Ponchuay | Assistant, IP Department |

1. Establishment of The Court of Appeal for Specialized Cases

- ***The Establishment of the Court of Appeal for Specialized Cases Act B.E. 2558 (2015)***
- ***The Decree of Inauguration of the Court of Appeal for Specialized Cases B.E. 2559 (2016)***
- ***The Court of Appeal for Specialized Cases was inaugurated on October 1, 2016***

2. Reasons of Establishment

- ***The adjudicating cases submitted for appellate review of judgments rendered by specialized courts.***
- ***The adjudicating is conducted by a quorum of judges with specific knowledge and expertise in each area.***
- ***The adjudicating will create uniformity and promote more expediency and efficiency of justice process.***

3. Meanings of Specialized Cases

Section 3 : In The establish of the Court of Appeal for Specialized Cases Act B.E. 2558 (2015)
“Specialized Cases” means

1. **Intellectual Property and International Trade cases**
2. **Tax cases**
3. **Cases that fall within the Jurisdiction of Labor Court**
4. **Bankruptcy cases**
5. **Juvenile and Family cases**

4. Administrative Structure of the Court of Appeal for Specialized Cases



5. Quorum

3 Career Judges



6. Jurisdiction of The Court of Appeal for Specialized Cases

Section 5. The Court of Appeal for Specialized Cases shall have jurisdiction over an appeal against judgments or orders of specialized courts.

The following Divisions shall be established in the Court of Appeal for Specialized Cases;

- (1) Intellectual Property and International Trade Division***
- (2) Tax Division***
- (3) Labor Division***
- (4) Bankruptcy Division***
- (5) Juvenile and Family Division***

7. Verdict of The Court of Appeal for Specialized Cases in case of Conflict of Jurisdiction

The president of the Court of Appeal for Specialized Cases has authority to rule cases which have disputes over the jurisdiction between specialized courts and other courts. The ruling of the President shall be final.

8. Authority of the Court of Appeal for Specialized Cases

- ***Making a Judgment***
- ***Making an Order and Motion***
- ***Making a Verdict***

9. Appeal Rule

Judgment rendered by the Court of Appeal for Specialized Cases is final and Judgment can be appealed to the Supreme Court only by permission of the Supreme Court.

10. Supreme Court Order on Permission

Permission of the Supreme Court

Permission granted 10%

Permission denied 90%

Judgement of the Court of Appeal for Specialized Case 90% is final.

11. Types of Intellectual Property Cases filed to The Court of Appeal for Specialized Cases

1. Criminal cases regarding trademarks, copyrights and patents; and criminal cases regarding offences of trade under Sections 271 – 275 of the Criminal Code;
2. Civil cases regarding trademarks, copyrights, patents and cases arising from agreements on technology transfers or licensing agreements;
3. Civil or criminal cases relating to a dispute in the design of integrated circuit, the scientific discovery, the trade name, the geographical name showing the place of origin of a product, the trade secret and the protection of New Varieties of Plants;

11. Types of Intellectual Property Cases filed to The Court of Appeal for Specialized Cases

4. Civil cases regarding international sale, exchange of goods or financial instruments, provision of international services, international carriage, insurance and other related juristic acts;
5. Civil cases regarding letter of credit and trust receipt, including, insurance relating to such enterprises;
6. Civil cases regarding arrest of ships, dumping and subsidy of goods or services from abroad;
7. Civil or criminal cases which are under the jurisdiction of the Court of Appeal for Specialized Cases as prescribed by law;

11. Types of Intellectual Property Cases filed to The Court of Appeal for Specialized Cases

8. Where there is a dispute as to jurisdiction, whether the dispute arises in the Intellectual Property and International Trade Court or not, such issue shall be submitted to the President of the Court of Appeal for Specialized Cases for a ruling.



12. Time of Proceedings

The judgment of the Court of Appeal for Specialized Cases;

- ★ rendered within 6 months
- ★ according to mission of the Court
- ★ in accordance with the Policy on case management of the President of the Supreme Court

13.

What is Trademark Passing Off?

“Passing off” as prescribed under Section 46 paragraph two of the Trademark Act

- The owner of an unregistered trademark shall be entitled to bring legal proceedings against any person for passing off goods as those of the owner of the trademark

14. Trademark Cases situation in Thailand

Registered Trademark

- Counterfeit mark
- Imitate Mark
- Apply Trademark Act.

Non – Registered Trademark

- Passing off Section 46
- Not Passing off
- No Applicable Law
- No unfair competition claim in case of passing off claim.

15 (1) Damages

► Copyright Act 1994

Section 64 : In the case of infringement of copyright or performer's rights, the Court has the authority to order the infringer to compensate the owner of copyright or performer's rights for damages the amount which the Court considers appropriate by taking into account the seriousness of injury including the loss of benefit and expenses necessary for the enforcement of the right of the owner of copyright or performer's rights.

15 (2) Damages

► Patent Act 1979

Section 77 ter : In case of an infringement of the rights of the owner of a patent or petty patent, the Court shall have the power to order the infringer to pay the owner of the patent or petty patent damages in an amount deemed appropriate by the Court, taking into consideration the gravity of the injury including the loss of benefits and expenses necessary to enforce the rights of the owner of the patent or petty patent.

15 (3) Damages

Principles for enforcement of civil rights
on damages claiming

1. Claiming for damages by considering the gravity of the injury;
2. The loss of benefits;
3. The expenses necessary to enforce the rights.

15 (4) Trademark

- Apply Tort Law
- Actual Damage (C.C.C 438)

15 (5) Damages

Supreme Court judgment on damages

Dika 3502/2561: The Supreme Court ordered both defendants (infringers) to pay compensation for damages to the plaintiff (a computer program copyright owner) by considering the act of infringement and the seriousness of injury.

15 (6) Damages

Supreme Court judgment on damages

Dika 8062/2560: The amount of damages that the Central IP&IT Court calculated by considering the damages arising from the infringement combine with the expenses necessary for the enforcement of the right, the Supreme Court deemed appropriate.

15 (7) Damages

Supreme Court judgment on damages

Dika 10630/2559: The 1st defendant must pay for damages to the plaintiff for breach of contract including royalty damages and expenses necessary for the enforcement of the right.

16. Damage claim in Criminal Procedure

Criminal Procedure Code Section 44/1

- Public Prosecutor files (Criminal Charge : Copyright, Trademark, Patent)
- The Injured Person /Copyright owner, Trademark owner, Patent Owner, Submit damage claim
- No Fee
- Civil Procedural Code Apply
- Burden of proof is on the injured person

17 (1) Lawyer Fee : Copyright and Patent Case

Apply specific provision damage included

- Translation of Document
- Investigation
- Lawyer Fee
- Reasonable Amount

17 (2) Lawyer Fee : Trademark

- Apply Tort Law
- Civil and Procedure Law
- Court considers, difficulty, length of time,
work of lawyer

17 (3) Lawyer Fee

(Non-value cost)

- Courts of First Instance 5% (30,000)
- The Courts of Appeal or
The Supreme Court ~~3~~³% (20,000)

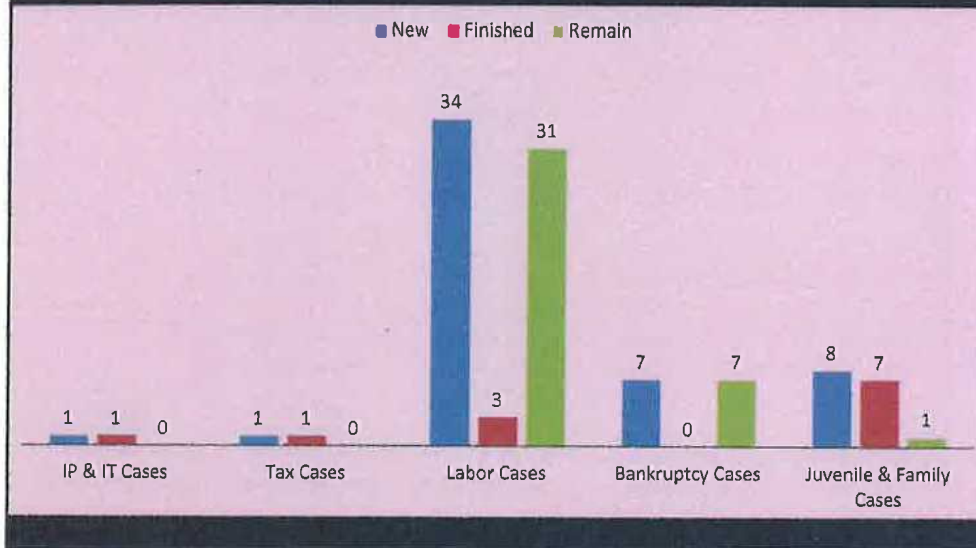
18. Costs of Case

Court may order the party liable for Court Fee
to pay costs of cases as the court

- 1% of the claimed amount
- 5,000 baht (non-value cost)

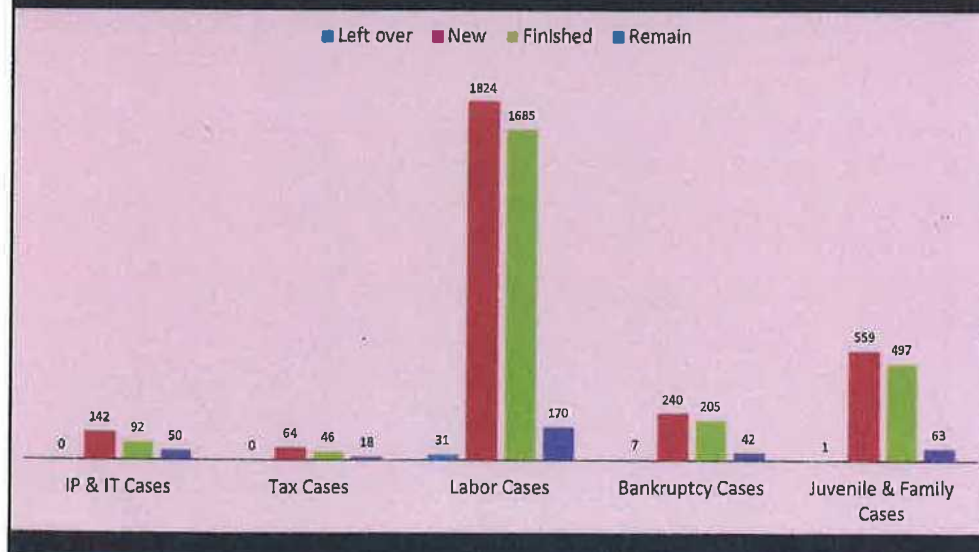
Cases Statistics: 2016

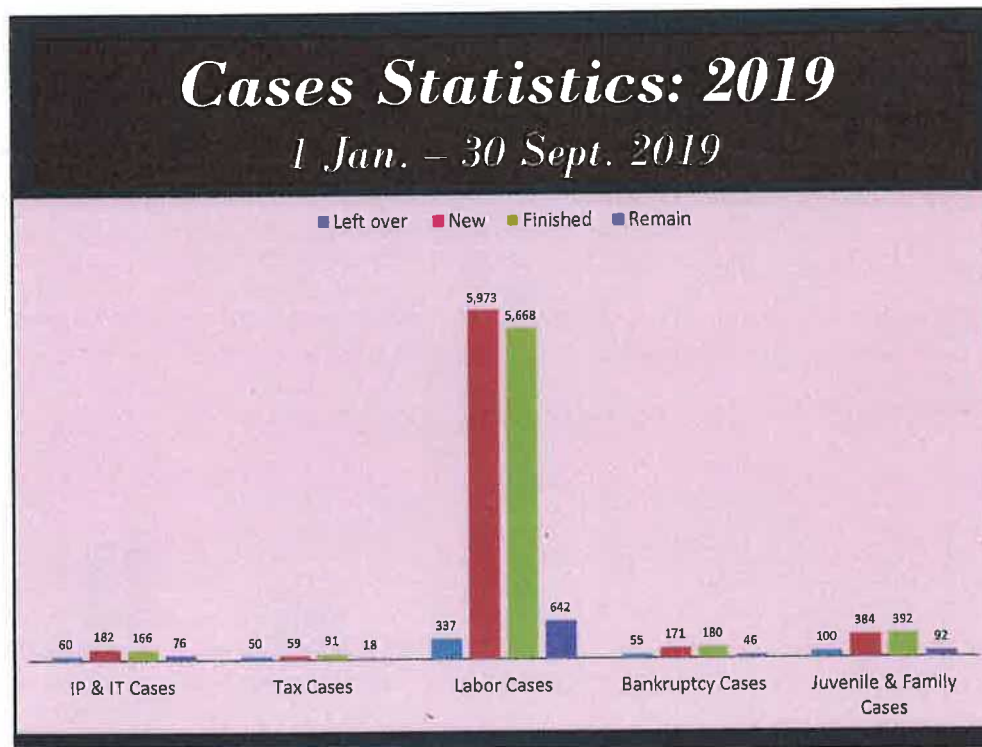
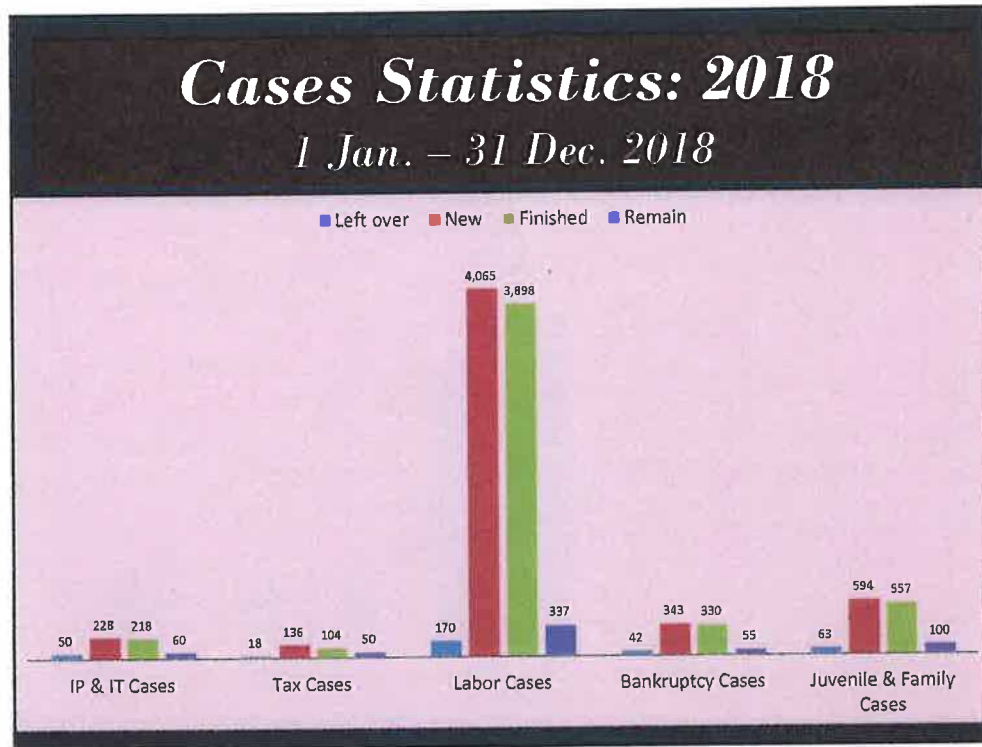
1 Oct. – 31 Dec. 2016



Cases Statistics: 2017

1 Jan. – 31 Dec. 2017





Cases Statistics: 2019

1 Jan. – 30 Sept. 2019



Cases Statistics :

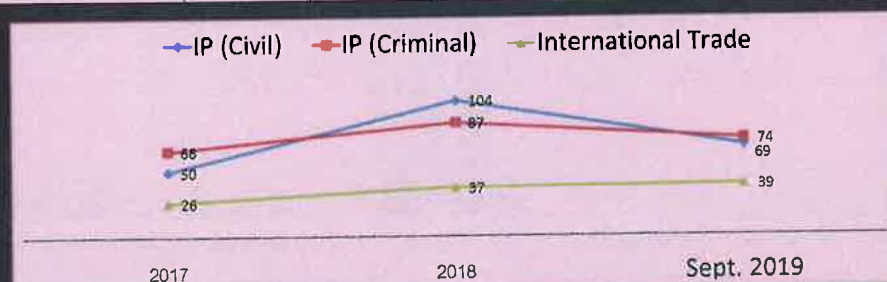
Intellectual Property and International Trade Division

Year	Type of Case	Left over	New	Finished	Percent	Remain	Percent
2016	Civil	-	1	1	100.00	-	0.00
	Criminal	-	-	-	-	-	-
2017	Civil	-	76	48	63.16	28	36.84
	Criminal	-	66	44	66.67	22	33.33
2018	Civil	28	141	126	74.56	43	25.44
	Criminal	22	87	92	84.40	17	15.60
2019 (30 Sept.)	Civil	43	108	99	65.56	52	34.44
	Criminal	17	74	67	73.63	24	26.37
Total		-	553	477	86.26	76	13.74

Cases Statistics : New Filing

Intellectual Property and International Trade Division

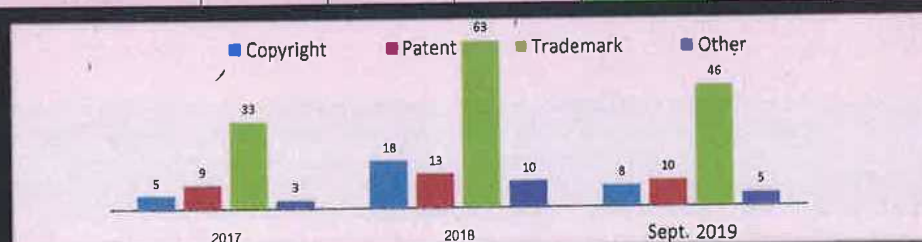
Type of Case	2016	2017	2018	Sept. 2019	Total	Percent
Intellectual Property (Civil)	1	50	104	69	224	40.51
Intellectual Property (Criminal)	-	66	87	74	227	41.05
International Trade	-	26	37	39	102	18.44
Total	1	142	228	182	553	100



Cases Statistics : Intellectual Property

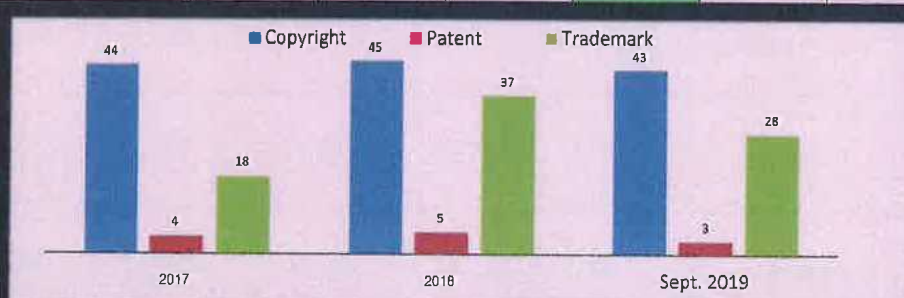
(Civil Case)

Type of Case	2016	2017	2018	Sept. 2019	Total	Percent
Copyright	-	5	18	8	31	13.84
Patent	-	9	13	10	32	14.28
Trademark	1	33	63	46	143	63.84
Other (Trade Secrets, Licensing Agreements)	-	3	10	5	18	8.04
Total	1	50	104	69	224	100



Cases Statistics : Intellectual Property (Criminal Case)

Type of Case	2016	2017	2018	Sept. 2019	Total	Percent
Copyright	-	44	45	43	132	58.15
Patent	-	4	5	3	12	5.29
Trademark	-	18	37	28	83	36.56
Total	-	66	87	74	227	100



Duration of Proceedings Intellectual Property and International Trade Cases

Year	Type of Case	not more than 1 month	not more than 3 months	not more than 6 months	not more than 1 year	Total
2017	Civil	4	29	15	-	48
	Criminal	7	30	7	-	44
Total		11	59	22	-	92
Percent		11.96	64.13	23.91	0.00	100

Duration of Proceedings

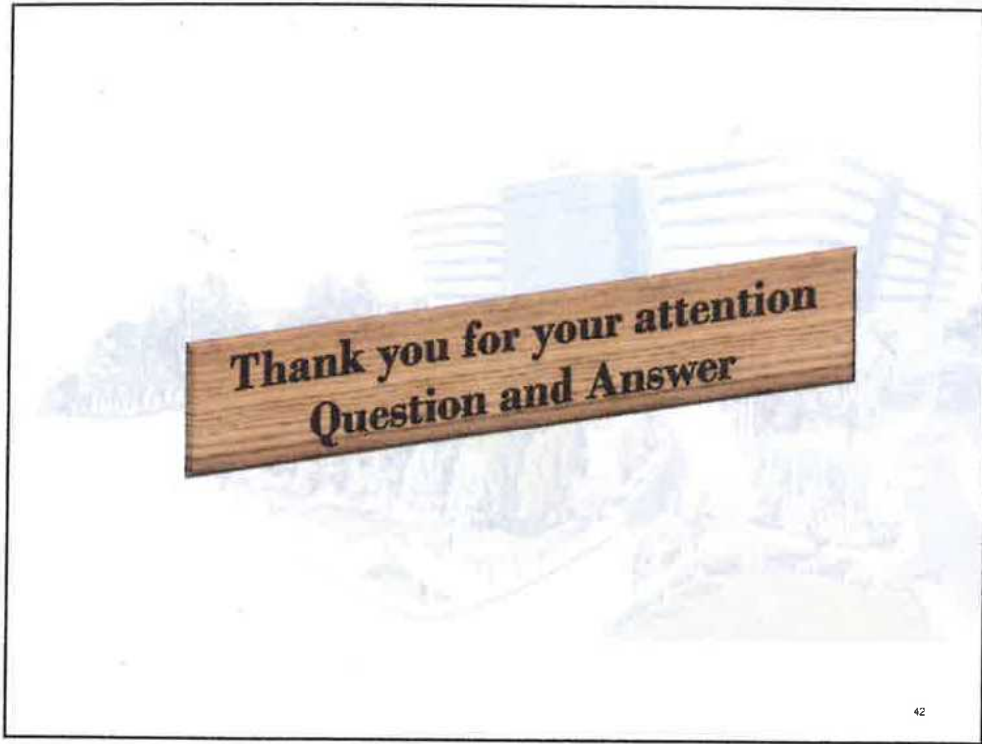
Intellectual Property and International Trade Cases

Year	Type of Case	not more than 1 month	not more than 3 months	not more than 6 months	not more than 1 year	Total
2018	Civil	2	35	77	12	126
	Criminal	2	34	46	10	92
Total		4	69	123	22	218
Percent		1.83	31.65	56.42	10.09	100

Duration of Proceedings

Intellectual Property and International Trade Cases

Year	Type of Case	not more than 1 month	not more than 3 months	not more than 6 months	not more than 1 year	Total
2019 (30 Sept.)	Civil	-	30	69	-	99
	Criminal	5	29	33	-	67
Total		5	59	102	-	166
Percent		3.01	35.54	61.45	0.00	100



禁転載複写

資料第 498 号 2019年度アジア訪問代表団報告

(非売品)

2020 年 8 月 31 日 発行

編集者 一般社団法人 日本知的財産協会
2019年度アジア戦略プロジェクト
発行所 一般社団法人 日本知的財産協会
〒100-0004
東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 1 号
朝日生命大手町ビル 18 階
電話 03-5205-3321 (代)
URL <http://www.jipa.or.jp/>
印刷所 若葉印刷株式会社
